2. 今後の取組について

「浸水想定区域図」と「水害リスクマップ」について

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

		浸水想定区域図	水害リスクマップ	
位置付け		水防法	流域治水の取り組み	
想定外力	・高頻度（1/10）		●	（多段階浸水想定）
	・中高頻度（1/30）		●	
	・中頻度（1/50）		●	
	・中低頻度（1/100）	○	○	
	・想定最大規模	○	○	
得られる情報		・浸水想定区域（最大範囲） ・浸水深 ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食） ・外水氾濫のみ	・浸水想定区域（洪水の頻度別、河川整備後） ・浸水深（洪水の頻度別、河川整備後） ・外水氾濫に加え内水氾濫（検討中）	
河川整備の時点		・現況河道	・現況河道 ・将来整備後河道（短期・中長期）	
主な使用用途		・避難行動 ・ハザードマップへの反映等	・防災・減災のための土地利用等	

公表中の浸水想定区域図と水害リスクマップについて

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

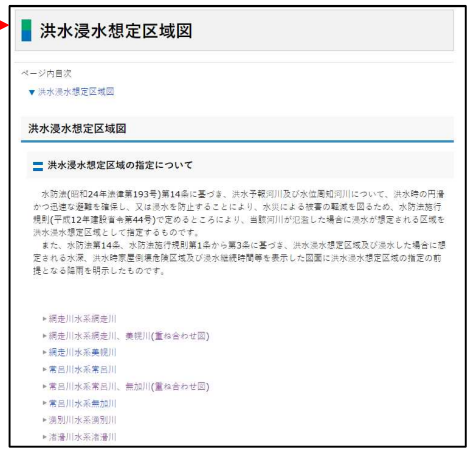
- 網走４水系の浸水想定区域図と水害リスクマップについては、網走開発建設部のHPで公表している。
- 平成２８年度に、計画規模と想定最大規模の洪水に対する浸水想定区域図を公表している。
- 令和３年度には、計画規模と想定最大規模よりも低頻度の確率規模の洪水に対する、多段階浸水想定区域図や、水害リスクマップを公表している。

トップページ　https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/

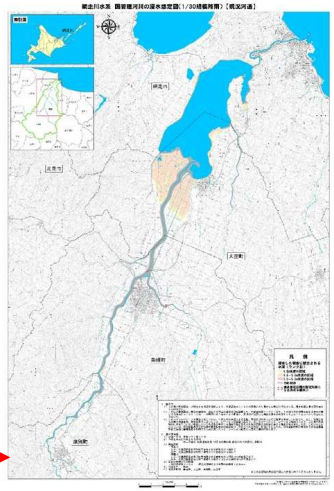


※網走開発建設部HPより

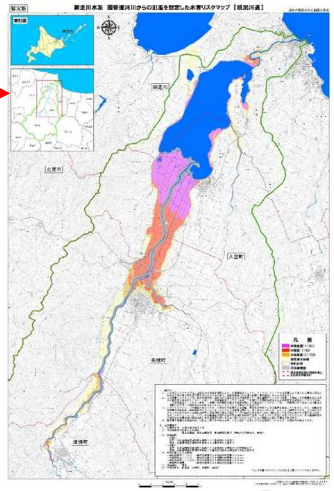








多段階浸水想定区域図※令和３年度公表



水害リスクマップ※令和３年度公表

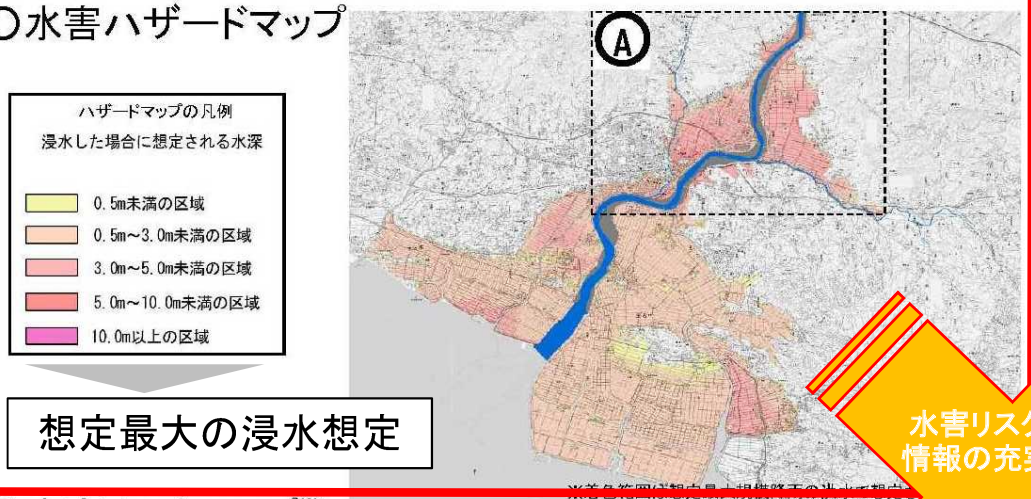
水害リスク情報の充実について（水害リスクマップの概要）

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

○ 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進。
○ 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進。

水害リスク情報の充実

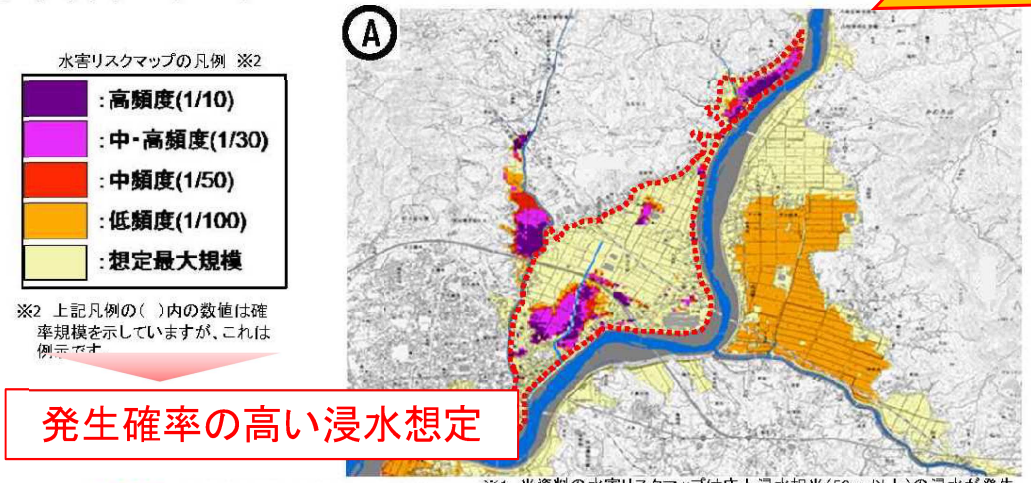
○水害ハザードマップ



想定最大の浸水想定

水害リスク情報の充実

○水害リスクマップ※1



※2 上記凡例の（ ）内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です

発生確率の高い浸水想定

▪▪▪▪▪ 内水氾濫浸水解析対象範囲

※1 当資料の水害リスクマップは床上浸水相当（50cm以上）の浸水が発生する範囲を示しています。（暫定版）

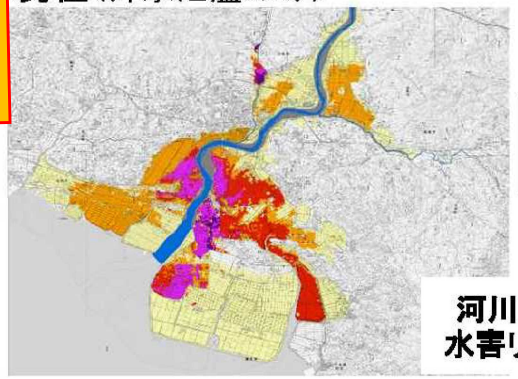
水害リスクマップの活用イメージ

現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した将来の水害リスクを提示し、以下に取り組む

○住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進

○企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る

現在（外水氾濫のみ）



河川整備による水害リスクの軽減

整備後（外水氾濫のみ）



時間軸を考慮した浸水想定

- より発生確率の高い浸水リスク
- 流域治水の取組の効果
- 取組の時間軸（残留するリスク）

これらのリスク情報を今後の流域治水対策に反映

水害リスク情報の充実について（公表予定資料）

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

- 現在公表している水害リスクマップは、国管理河川の氾濫（外水氾濫）のみで河道は現況と短期（概ね今後5か年程度）での結果を示している。
- 外水氾濫を対象とした中長期（整備計画河道完成時）の水害リスクマップを今年度公表予定である。
- また、外水氾濫に加え、内水氾濫（都道府県河川や下水道からの氾濫）を考慮した内外水統合型の水害リスクマップについても公表を予定しており、現在検討を進めている。

水害リスクマップの公表状況及び公表予定

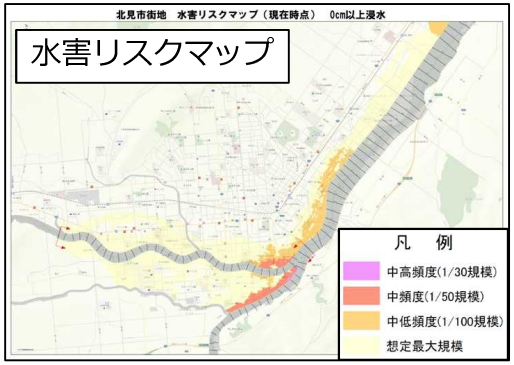
		氾濫対象 ※頻度別（1/10～1/100、想定最大）に作成	
		外水氾濫のみを対象【暫定版】	内外水統合型 （外水氾濫＋内水氾濫）【完成版】
整備状況	現況	R4.3公表済み	今後公表予定
	短期 （概ね今後5年間）	R4.3公表済み	今後公表予定
	中長期 （整備計画完了後）	今年度公表予定	今後公表予定

掘削残土利活用に関する提案と依頼

国土交通省　北海道開発局
網走開発建設部

- 流域一体となって治水対策を進める流域治水の観点から、各自治体における河道掘削残土の有効活用方法を引き続き検討していく必要がある。
- 今年度、網走開発建設部では、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」（国交省）に基づいて各自治体の市街地を対象に、洪水に対する人的被害、経済被害に基づいた高リスク箇所図を作成し提供予定である。

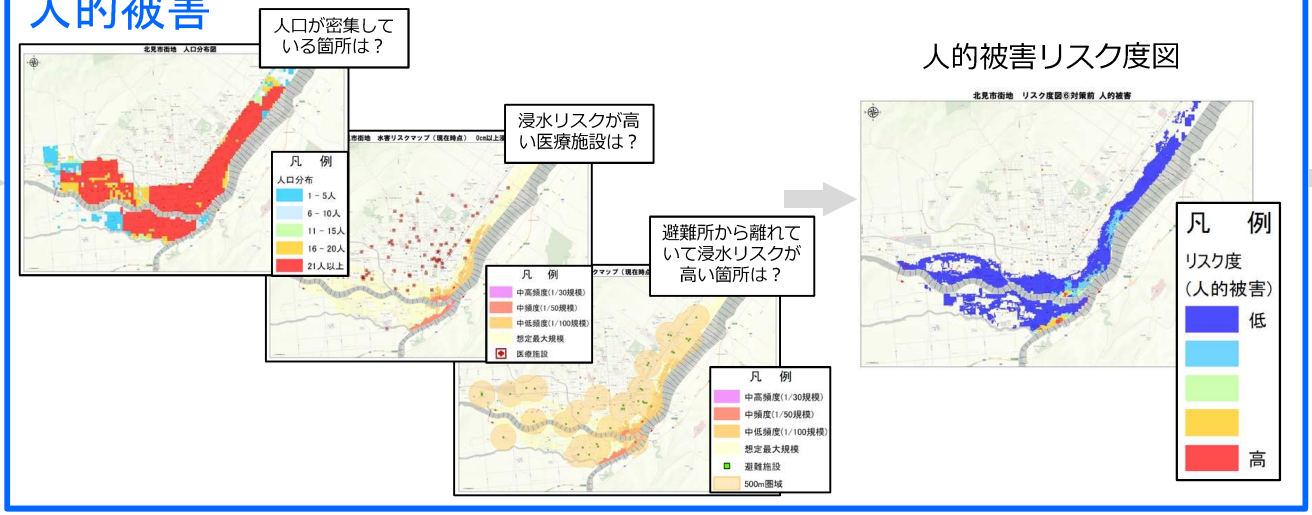
水害リスクマップ及び
多段階浸水想定図で、
浸水頻度と浸水深の把握



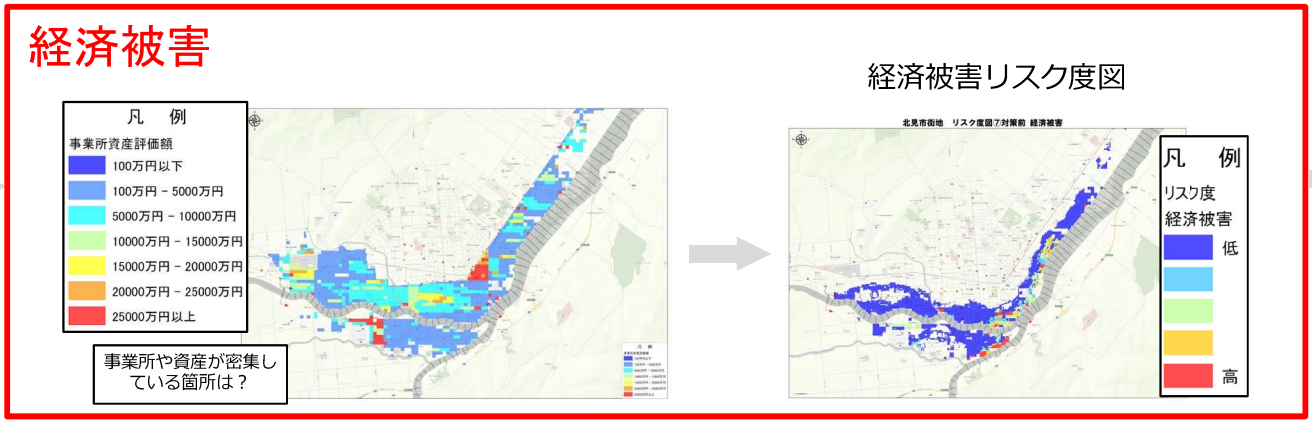


浸水頻度や浸水深を考慮し、人的被害・経済被害のリスクを分析

人的被害



経済被害



人的被害・経済被害のリスク度図を基に、対象地域における高リスク箇所図を作成

洪水に対する人的被害・経済被害の高リスク箇所図作成イメージ

掘削残土利活用に関する提案と依頼

- 前述で作成した高リスク箇所図でリスクが高い地域を対象に、掘削残土を活用した治水対策案について検討を実施する予定。
- 検討資料は流域治水対策を検討する際の参考資料として各自治体に提供する予定である。

人的被害・経済被害に基づいた
高リスク箇所図

高リスク箇所における掘削残土を活用した治水対策案（メニューの抽出）

メニュー	概要		当該地域への適用性
二線堤等の整備や保全、避難路の整備	既存の道路等を嵩上げすることにより浸水被害軽減	△	適地があれば可能であるが、住宅密集地であり新たな盛土は土地利用等への影響が大きい
高台整備	掘削残土などの活用により高台を整備	○	適地があれば可能
家屋移転	土地区画整理事業等と一体となり居住誘導区域へ移転	×	住宅密集地であり困難

高台整備の検討イメージ（具体のイメージ）

No	名称	概要
①	A公園	・〇〇川左岸のA公園の一部を盛土し、高台整備を行う。 ・堤防と一体となった盛土や、公園内の築山整備を行う。 ・盛土にあたっては、河道掘削土の活用が考えられる。 ・高圧線との高さ関係や地役権について、確認する必要がある。
②	B空き地	・〇〇川左岸の、国道〇号と〇〇樋門の間の空き地を盛土し、高台整備を行う。 ・堤防と一体となった盛土や、築山の整備を行う。 ・盛土にあたっては河道掘削土の活用が考えられる。 ・地権者の同意などが課題として考えられる。
③	C付近の山地	・〇〇川左岸、〇〇樋門付近の山地において、既存地形を活かしたスロープの整備などが考えられる。 ・地権者の同意、史跡等への配慮などが課題として考えられる。

高リスク箇所図及び治水対策案を各自治体に提供

上記提供資料も踏まえ、各自治体において掘削残土を有効活用した流域治水対策案を検討

立地適正化計画作成の手引き

国土交通省 都市局
都市計画課

令和4年4月改訂

手引き改訂の視点

国土交通省

H29.4 改訂

- 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出手順の詳細化（マクロ・ミクロ）
- 定量的な目標・効果設定の重要性

H30.4 改訂

- 関連施策との連携強化やスマート・プランニングによる「質の向上」
- 都市のスポンジ化への対応、官民連携施策の取組

R2.9 改訂

- まちづくりにおける「防災・減災の主流化」に向け、災害リスクの分析・課題抽出を通じた防災・減災対策を位置付ける防災指針の作成
- 魅力あるまちづくりの実現に資する誘導施策等の充実
- 複数市町村による計画の共同作成、都市計画基礎調査の活用、客観的データに基づく目標値の設定等、計画の質の向上

R3.7 改訂

防災まちづくりの更なる推進に向けた先行事例・新制度等の追加

防災指針の先行事例等の追加

- 「防災コンパクト先行モデル都市」における防災指針検討・作成事例の追加
  （災害リスク分析、防災・減災の取組、目標設定等）
- 「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を踏まえた内容の充実

防災まちづくりに資する新制度の追記

- 浸水被害防止区域等の創設
- 一団地の都市安全確保拠点施設制度の創設
- 防災性向上に係る地区計画制度の拡充
- 防災集団移転促進事業のエリア要件、担い手の拡充
- 特別緑地保全地区の緑地指定要件の追加

R3.10 改訂

- 居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する政令の施行の反映

R4.4 改訂

- 居住誘導区域外の災害レッドゾーン内における届出・勧告に係る公表規定の施行の反映等

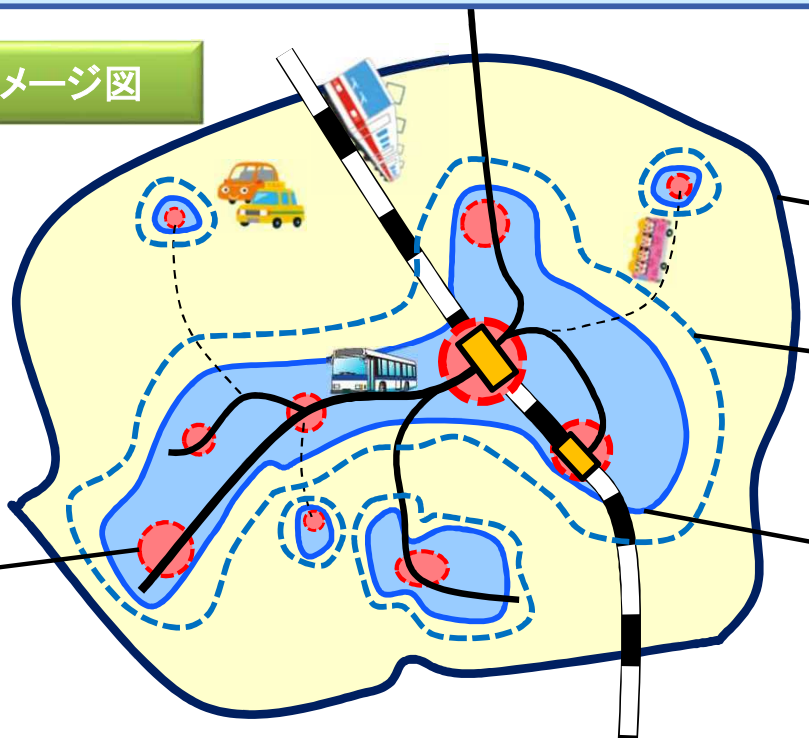
～はじめに～　①立地適正化計画について

国土交通省

(１)立地適正化計画制度の創設

○市町村マスタープランにコンパクトシティを位置づけている都市が増えています。一方で、多くの都市ではコンパクトシティという目標のみが示されるにとどまっているのが一般的で、何をどう取り組むのかという具体的な施策まで作成している都市は少ないのが現状です。
○また、コンパクトシティ形成に向けた取組については、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要です。
○そこで、より具体的な施策を推進するため、平成26年8月に「立地適正化計画」が制度化されました。これは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとしているものです。

立地適正化計画制度のイメージ図



都市計画区域

市街化区域

都市機能誘導区域

居住誘導区域

～はじめに～　①立地適正化計画について

国土交通省

(２)これまでと異なる取組という認識

○立地適正化計画制度を有効活用するためには、本制度（特に都市機能誘導区域制度）が、これまでの都市計画法に基づく市町村マスタープランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みであることを認識して検討を進めることが重要です。

○これまでは人口の増加や成長・拡大が前提となる中で、将来の都市像がある程度予測可能な状態の中で土地利用規制やインフラの整備で都市をコントロールしてきました。しかしながら、今後人口を維持、あるいは減少する可能性が大きい中で、持続可能で安全・安心して暮らせる都市づくりを進めるためには、これまでの土地利用規制等で都市をコントロールするだけではなく、都市の住民・企業の活動等にこれまで以上に着目し、量ではなく質の向上を図るために都市を「マネジメント」するという新たな視点をもって取り組んでいく必要があります。

○このような背景のもと、①これまでの都市計画制度のツールについても、調整区域の規制、都市計画施設の見直し、民間活力を活用した開発など、取り組みの高度化を図るとともに、②立地適正化計画制度においては、これまで都市計画の中で明確には位置づけられてこなかった各種の都市機能に着目し、これらを都市計画の中に位置づけ、その「魅力」を活かすことによって、居住を含めた都市の活動を「誘導」することで都市をコントロールする新たな仕組みを構築していることに留意し、視野を広げて取り組むことが必要です。

○また、「コンパクトシティ」については、これまで人口減少、財政事情の悪化等への対応として「守り」の側面を強調して説明されてきましたが、「賢い」土地利用により人口密度を維持することで生産性向上など「稼ぐ力」の引き出しや「健康寿命延伸」など都市の課題解決に対して「攻め」の対応で貢献する施策であることに着目することが重要です。

○さらに、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりをと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要です。

～はじめに～　①立地適正化計画について

国土交通省

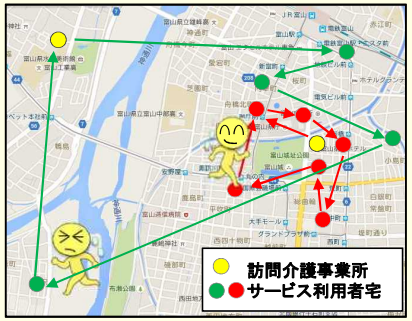
～コンパクトシティ形成による効果の例～

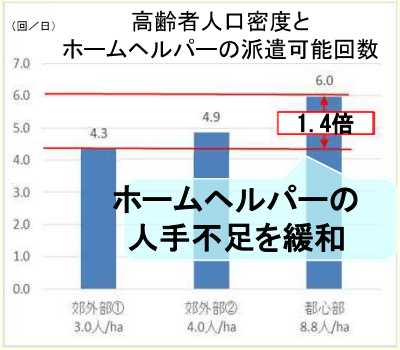
一定密度の集約型市街地に
～サービス産業の生産性向上～

■ホームヘルパー**1人当たりのサービス提供量**が

○割増加

（イメージ）





（出典：富山市資料を基に国土交通省作成）

公共交通を利用しやすいまちに
～中心市街地の再興に～

■中心市街地の**消費額**を

○○億円増加

マイカー利用者と公共交通利用者の消費行動比較

	マイカー	公共交通
中心市街地での平均滞在時間（分／日）	113分	128分
来街時に2店舗以上立ち寄る人の割合	30%	47%
中心市街地での平均消費金額（円／日・人）	9,207円	12,102円

（出典：富山市資料）

マイカー利用者は、まちなかでの滞在時間が短く、消費も少ない

高齢者一人ひとりが元気に
～地方財政の健全化へ～

■必要となる**医療費**を

○○億円削減



（出典：筑波大学久野教授資料）

運動しない人は、運動する人より年間10万円も医療費が高い

(３)立地適正化計画作成の手引きの趣旨

○本手引きは、コンパクトシティ形成推進のための立地適正化計画の作成を支援する観点から、当該計画の作成手順や留意点などをとりまとめたものです。各市町村におかれては、本手引きを活用いただきながら、当該計画の作成と同計画に基づくコンパクトシティ形成に向けた取組を推進頂くようお願い致します。

○なお、本手引きの課題の分析については網羅的に記載しておりますので、必ずしも全て行う必要はありません。活用にあたっては、各市町村において必要となる検討を頂ければと考えています。

～はじめに～　②立地適正化計画の作成の流れ

国土交通省

立地適正化計画の作成の流れ

市町村都市再生協議会の設置

既存の法定協議会や任意の協議会も活用可能

立地適正化計画の検討

立地適正化計画の作成・公表
都道府県への送付

誘導施設の整備に関する事業について立地適正化計画に記載し、交付金を活用する場合には、国へ計画を提出

事業・施策の実施

計画の達成状況の評価
市町村都市計画審議会への報告

必要に応じて、計画を見直し

立地適正化計画の検討の進め方

1．関連する計画や他部局の関係施策等の整理

2．都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出

3．まちづくりの方針(ﾀｰｹﾞｯﾄ)の検討

4．目指すべき都市の骨格構造の検討

5．課題解決のための施策・誘導方針(ｽﾄｰﾘｰ)の検討

6．誘導施設・誘導区域等の検討

7．誘導施策の検討

8．防災指針の検討

9．定量的な目標値等の検討

10．施策の達成状況に関する評価方法の検討

立地適正化計画素案の作成

ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ・公聴会・ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ等による住民意見の聴取

市町村都市計画審議会の意見聴取

反映

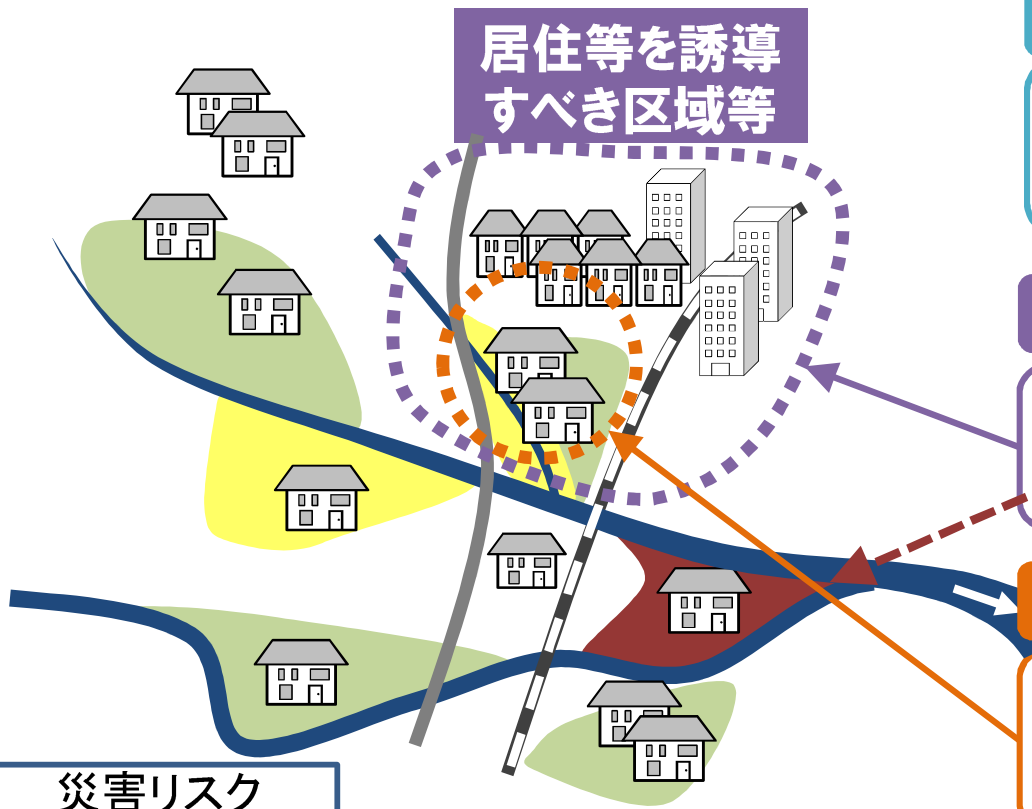
1．関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

(5)防災施策との連携

○コンパクトシティの形成に取り組むにあたっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進することが重要。

○立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため「防災指針」を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしている。居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められる。

※気候変動の影響により近年頻発・激甚化する自然災害に対応するため、水災害リスクを低減させるための堤防、遊水地、下水道等のハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていく必要がある。



リスクの提示

床上浸水の頻度が高い地域など、災害リスクの高い地域を提示。まちづくりに関する協議会等に河川管理者や下水道管理者等が積極的に参画して関係者と災害リスク情報を共有。

居住や都市機能の誘導

災害リスクの低い地域へ居住や都市機能を誘導

※災害リスクの高い地域は居住等を誘導すべき区域等から除外

ハザードへの対策

居住等を誘導すべき区域等の災害リスクを低減させる、河川や下水道、雨水貯留施設、浸透施設等の整備や、土地、家屋の嵩上げ、避難路・避難場所の整備等を重点的に推進

※社会資本整備審議会　河川分科会　気候変動に適応した治水対策検討小委員会「水災害分野の気候変動適応策のあり方について　～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～　中間とりまとめ」を踏まえ作成

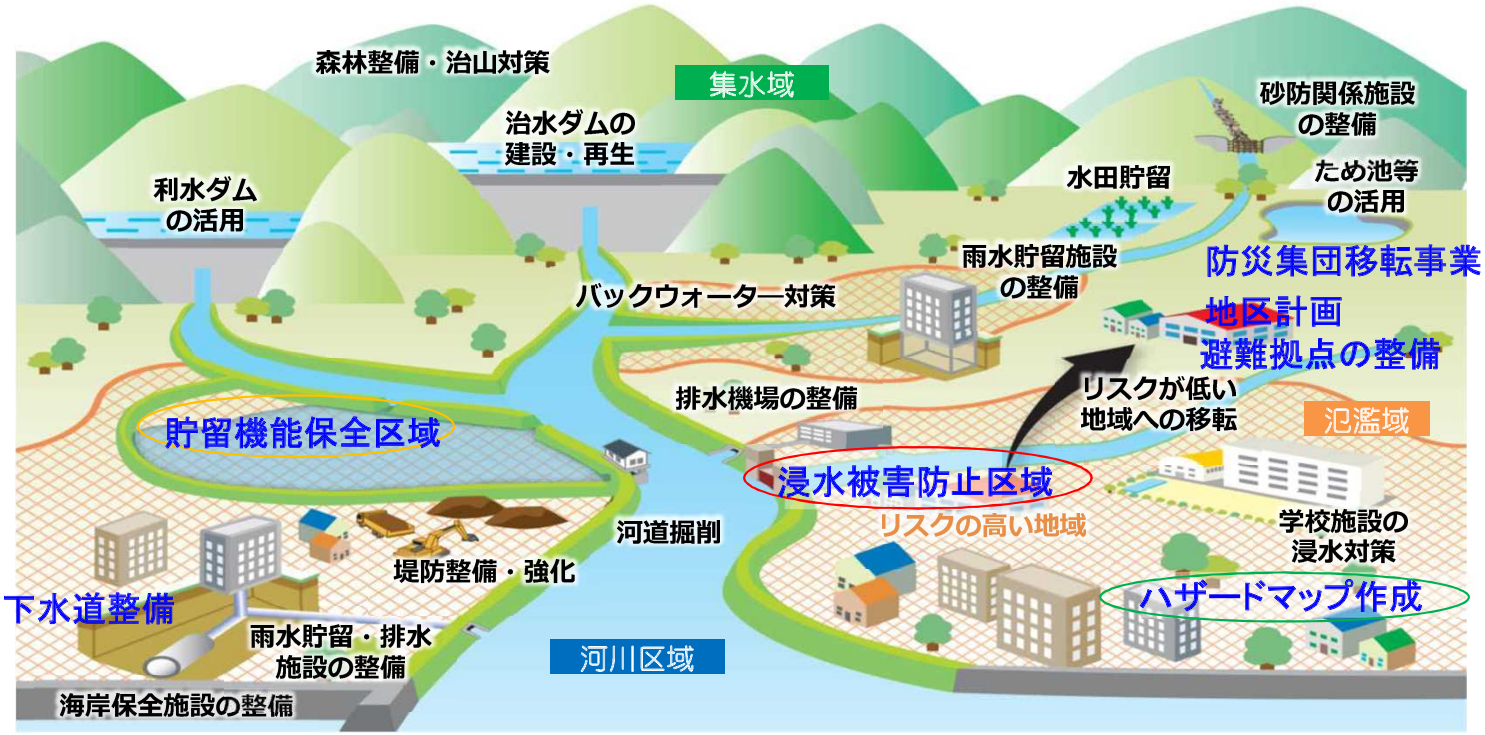
1．関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

(5)防災施策との連携（流域治水と流域水害対策計画）

○防災指針の取組においては、河川の流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」との連携を図ることが重要。
○特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域に指定された地域では、流域水害対策計画が作成されることとなり、同計画には都市浸水想定が定められ、都市浸水想定等を踏まえた土地の利用に関する事項や、浸水により著しい危害が生じるおそれのある土地を浸水被害防止区域として指定する方針が定められることから、防災指針に密接に関係。
○流域水害対策計画の運用に当たっては、流域水害対策協議会※との連携も求められる。

※流域水害対策協議会の設置は、国土交通大臣指定河川においては必須、都道府県知事指定河川においては任意

流域治水のイメージ



※青字は令和3年流域治水関連法の整備により創設・拡充された制度に関する取組

	流域水害対策計画
根拠法	特定都市河川浸水被害対策法（§4）
作成主体	・特定都市河川の河川管理者 ・特定都市河川流域の都道府県及び市町村の長　等
作成対象	特定都市河川及び特定都市河川流域が指定された場合に当該流域
計画事項	• 計画期間 • 浸水被害対策の基本方針 • 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨 • 都市浸水想定（区域及び水深） • 特定都市河川の整備に関する事項 • 雨水貯留浸透施設の整備等に関する事項 • 土地の利用に関する事項 • 浸水被害防止区域等の指定の方針（当該方針に基づき都道府県知事が区域を指定） 等 ※赤字はR3改正法で変更・追加された事項（R3.5.10公布から6ヶ月以内に施行）

８．防災指針の検討について

8. 防災指針の検討について

国土交通省

はじめに

■ 防災まちづくりの推進を図るため、大震災の被害を教訓とした都市火災対策に加え、平成23年の東日本大震災による津波被害や、頻発するゲリラ豪雨を踏まえ、平成25年に「防災都市づくり計画策定指針」を定めています。この中で、都市計画の目的として自然災害による被害の抑止・軽減を明確に位置づけること、防災部局との連携により、災害リスクの評価に基づく都市計画の策定や市街地整備を進めていくこと等を示しています。
（「防災都市づくり計画策定指針」や「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」を以下のサイトに掲載しています
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000007.html）

■ 近年、特に水災害については頻発・激甚化の傾向を見せており、防災まちづくりの検討においては、

- 洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水）、津波、高潮、土砂災害などの災害要因毎に検討を行うことが必要であるとともに、災害が同時に発生することによる被害の拡大等も想定し、これらの災害を統合的に検討することが必要であること
- 浸水するエリアの拡がり、浸水の深さ、浸水継続時間等は、設定するハザード情報の設定条件（降雨の規模等）や治水事業等のハード対策の進捗状況等により異なるため、これらの条件やハード対策等の現状及び将来の見通し等を踏まえた上でのリスク分析が必要となること

などから、本手引きにおいては水災害に関するリスク分析や対策の検討等の考え方を示しています。

■ 防災指針の検討に当たっては、本手引きに加え、「防災都市づくり計画策定指針」、「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」のほか、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を参照し取組みを進めていただきたいと考えています。

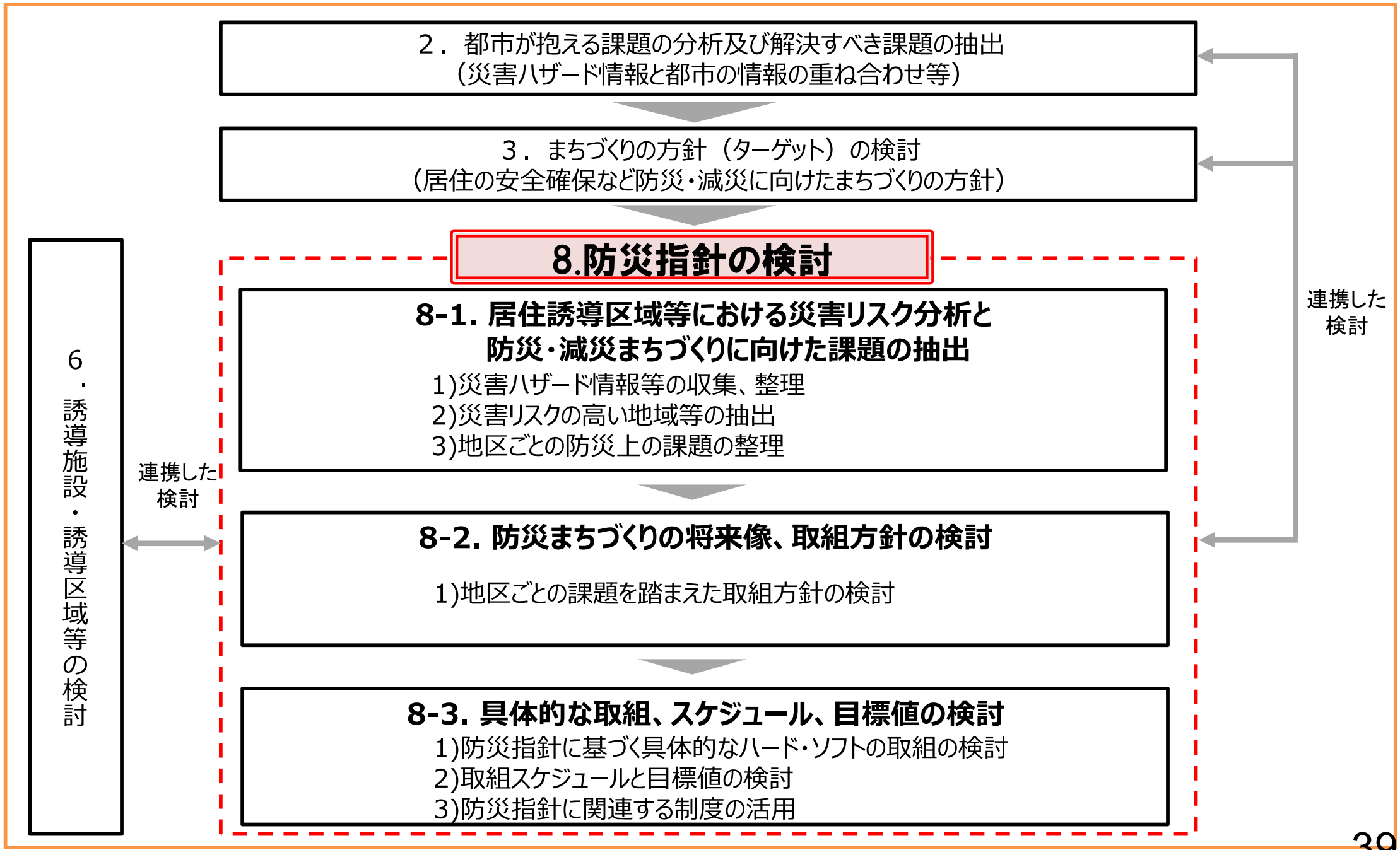
■ また、気候変動の影響による降雨量の増加や海面水位の上昇等により、水災害の更なる頻発・激甚化も懸念されていることも踏まえ、都市計画部局と、市町村内の治水・防災部局や、関係する河川、下水道、海岸、砂防の管理者等が連携して取組みを進めることが重要です。

※水災害とは、水害（洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮）及び土砂災害を指す

8. 防災指針の検討について

国土交通省

防災指針検討のフロー



8. 防災指針の検討について

国土交通省

8－1．居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出
1）災害ハザード情報等の収集、整理①：洪水に関する多段階の発生頻度によるハザード情報

- 洪水に関するハザード情報は、国土交通大臣あるいは都道府県知事により水防法に基づき対象となる河川毎に洪水浸水想定区域として指定・公表されているほか、市町村が作成するハザードマップ等から参照できますが、想定される浸水深だけでなく、浸水が継続する時間（浸水継続時間）や、流れが速く浸水深が大きいといった要因により家屋等の倒壊のおそれがある区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）などが示されています。（ハザード情報の種類は「8-参考1.災害ハザード情報について」を参照）
- このうち、浸水深については、想定する降雨の規模（発生確率）に応じて、その範囲と程度が変化するため、発生確率毎の情報を確認することが重要です。想定最大規模※1と計画規模※2の洪水浸水想定区域は、対象となる河川については法令で公表することとされていますが、計画規模よりも発生確率の高い中頻度、高頻度（例えば、年超過確率1/10、1/30、1/50など、河川の規模や現況の整備水準等を踏まえ適切に設定）の浸水想定についても河川管理者より入手可能な場合は、これも併せて確認します。
- これらの情報を重ね合わせることにより、どのような規模の洪水であっても浸水する区域となっている場合には、この区域は相対的に災害リスクが高いといった見方が考えられます。

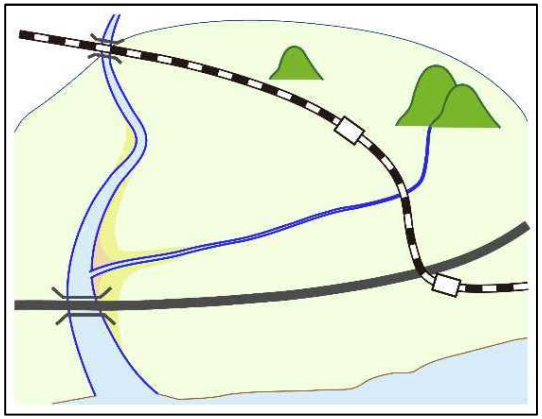
※1　現時点の技術により、当該地域において想定される最大の降雨の規模
※2　当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨（河川整備基本方針で考慮されている）の規模

高 ← 発生頻度（発生確率） → 低

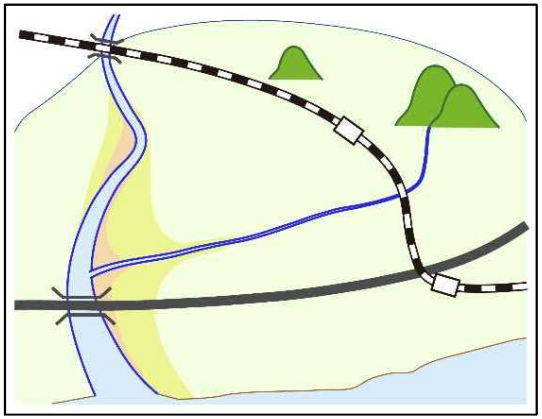
小 → 浸水被害 → 大

各頻度に応じて、
浸水想定を多段階に確認

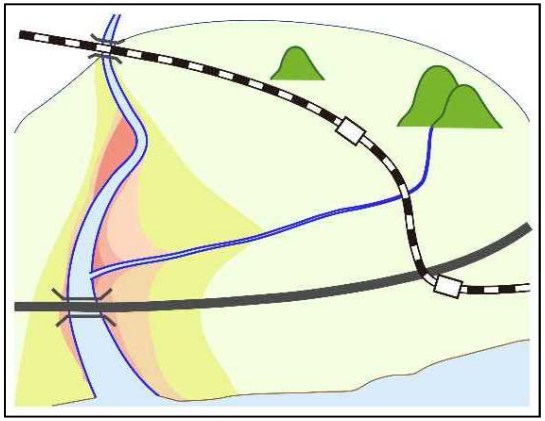
【高頻度】



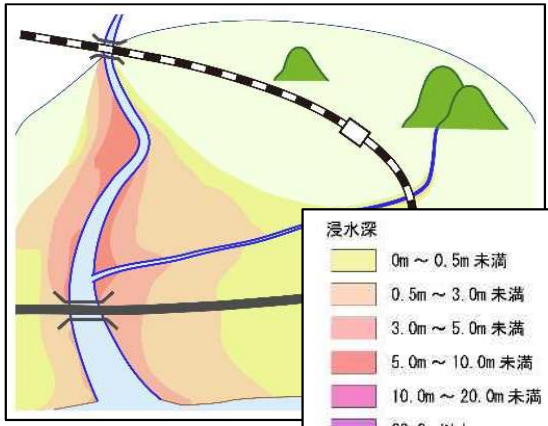
【中頻度】



【計画規模】



【想定最大規模】



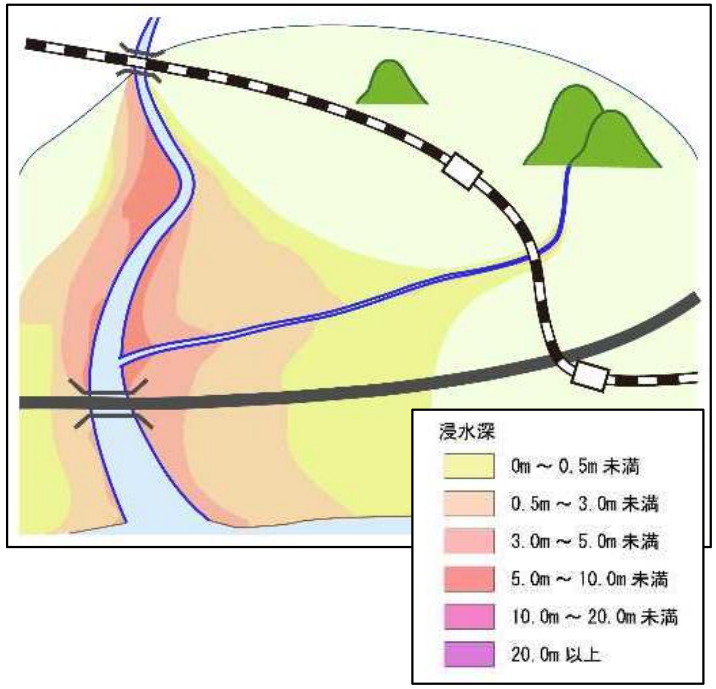
8. 防災指針の検討について

国土交通省

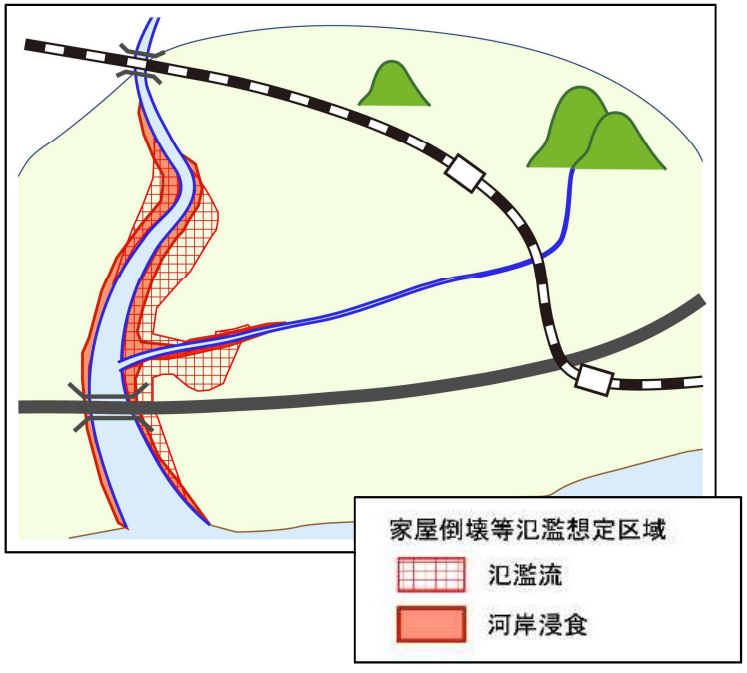
8－1．居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出
1）災害ハザード情報等の収集、整理②：洪水に関する浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域

- 洪水浸水想定区域は、河川上下流の様々な地点で堤防が決壊した場合を想定し、想定される各決壊箇所それぞれからの氾濫により浸水範囲を重ね合わせ、これらのなかで最も深い浸水深として計算されたものをその土地の浸水深として表示しています。この計算によって得られる最大の浸水範囲を洪水浸水想定区域として表示しています。（洪水浸水想定区域の作成イメージはp168参照）
- 想定最大規模の浸水想定区域については、浸水深のほか、浸水継続時間が公表されており、家屋倒壊等氾濫想定区域が公表されている河川もあります。家屋倒壊等氾濫想定区域については、河川から氾濫した流水により倒壊のおそれのある区域（氾濫流）と、河岸が侵食されて河川沿いに立地している家屋等の倒壊のおそれのある区域（河岸侵食）の２種類があります。
- 浸水継続時間の長い地域、家屋倒壊等氾濫想定区域は、浸水深の大きいところだけでなく、浸水深がそれほど大きくない地域についても分布している可能性があるため注意が必要です。地形的に氾濫水が排除されにくい地域では浸水継続時間が長くなりやすい、河川から離れた位置でも氾濫流の流速が早くなりやすいといった箇所に留意し、浸水深の情報と併せて確認することが必要です。

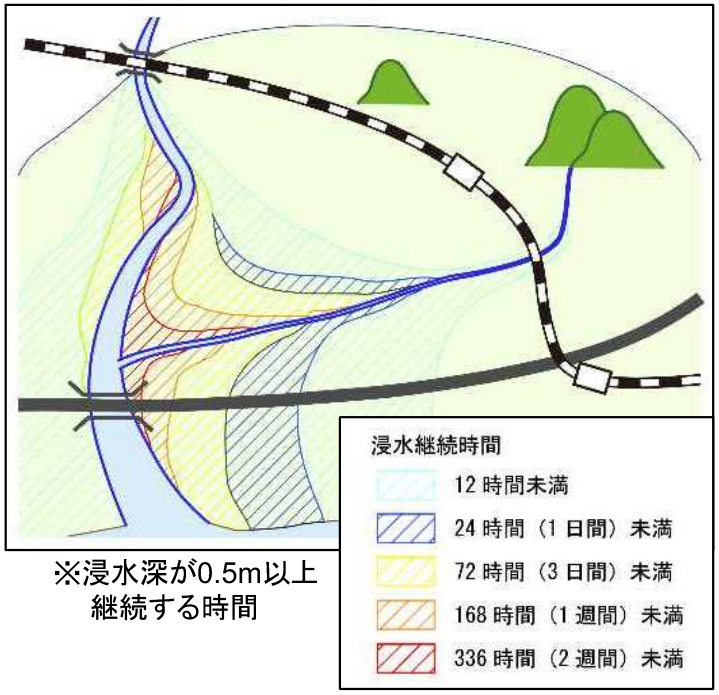
◎洪水浸水想定区域図 【想定最大規模】



◎家屋倒壊等氾濫想定区域図 【想定最大規模】



◎浸水継続時間図【想定最大規模】



※浸水深が0.5m以上継続する時間

8. 防災指針の検討について

国土交通省

8－1．居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出
1）災害ハザード情報等の収集、整理③：洪水に関する浸水の拡がり方に関する情報

- 「地点別浸水シミュレーション検索システム」（浸水ナビ）」を活用することにより、選択した任意の決壊箇所から浸水した場合の浸水範囲の時間的な拡がりや浸水深を確認することができます。地域毎の災害のリスクを分析する場合には、浸水ナビを活用することが有効です。
- 活用方途の一つとして、河川が氾濫した場合に浸水が到達するまでの時間の早い地域の抽出や、氾濫水の流速が大きくなりやすい傾向のある、浸水の拡がりが早い地域の抽出を行うことが考えられ、相対的にリスクの高い地域を確認することが考えられます。

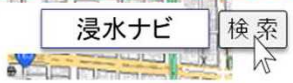
※浸水ナビの活用に当たっては、雨水出水（内水）や他の河川の氾濫などから浸水が始まることがあり、実際の浸水状況とは異なる場合があることに留意が必要です







地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ） http://suiboumap.gsi.go.jp/

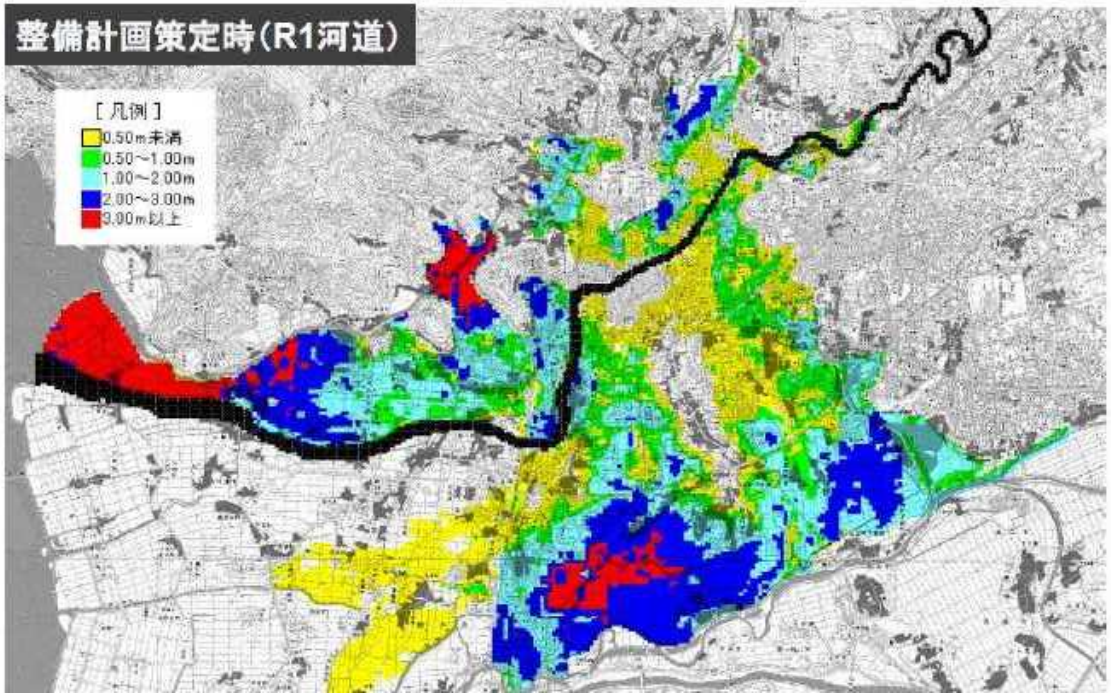


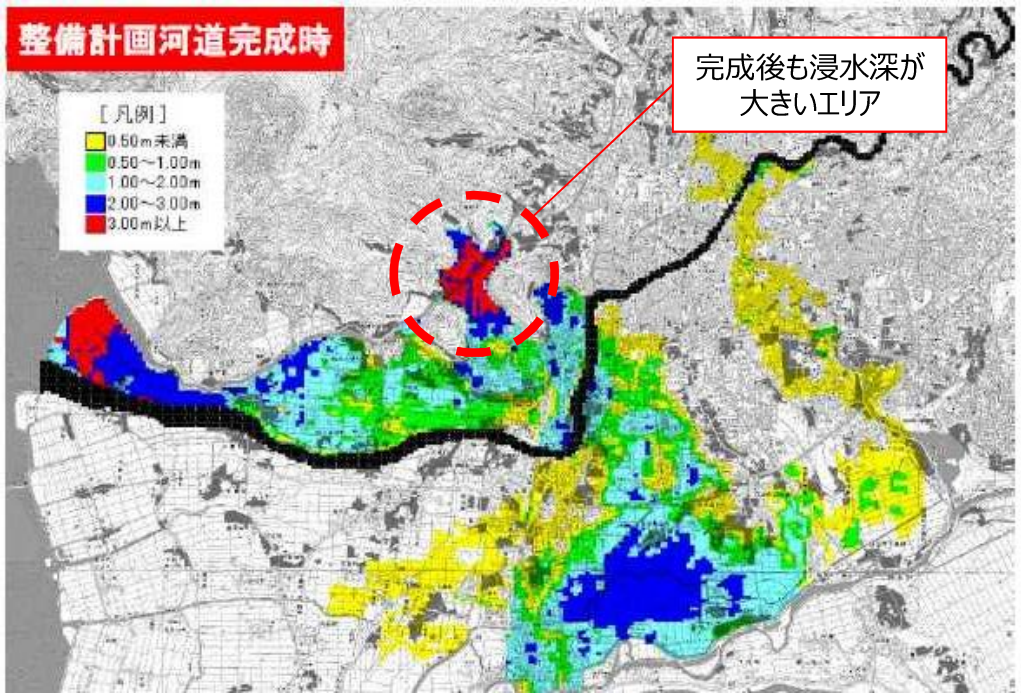
8. 防災指針の検討について

国土交通省

8－1．居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出
1）災害ハザード情報等の収集、整理④：洪水に関する河川整備の見通し等を踏まえた浸水に関する情報

- 洪水浸水想定区域は、これを指定した時点の河川整備の状況を基に作成されています。このため、河川整備の進捗により、浸水が想定される範囲の縮小や、浸水深が変化することが考えられます。河川整備の内容は、河川整備計画等に定められており、河川管理者等より将来の整備見通し等を確認することが必要です。
- これらの情報の活用によって、河川整備が一定程度進捗した時点でも引き続き浸水深が大きい箇所がある場合などは、相対的に浸水リスクが高いという見方が考えられます。
- なお、河川整備計画が定められている河川については、当該計画の策定・変更の検討を行う場として流域毎に設置されている学識者懇談会等の会議資料や、事業評価の資料において、整備の効果として浸水範囲の変化を示している場合もあるため、河川管理者等に対して必要な情報の提供を求めることが考えられます。





令和元年度白川・緑川学識者懇談会資料「白川直轄河川改修事業」より抜粋
基本方針の対象規模（3,400m3/s）の洪水における浸水範囲

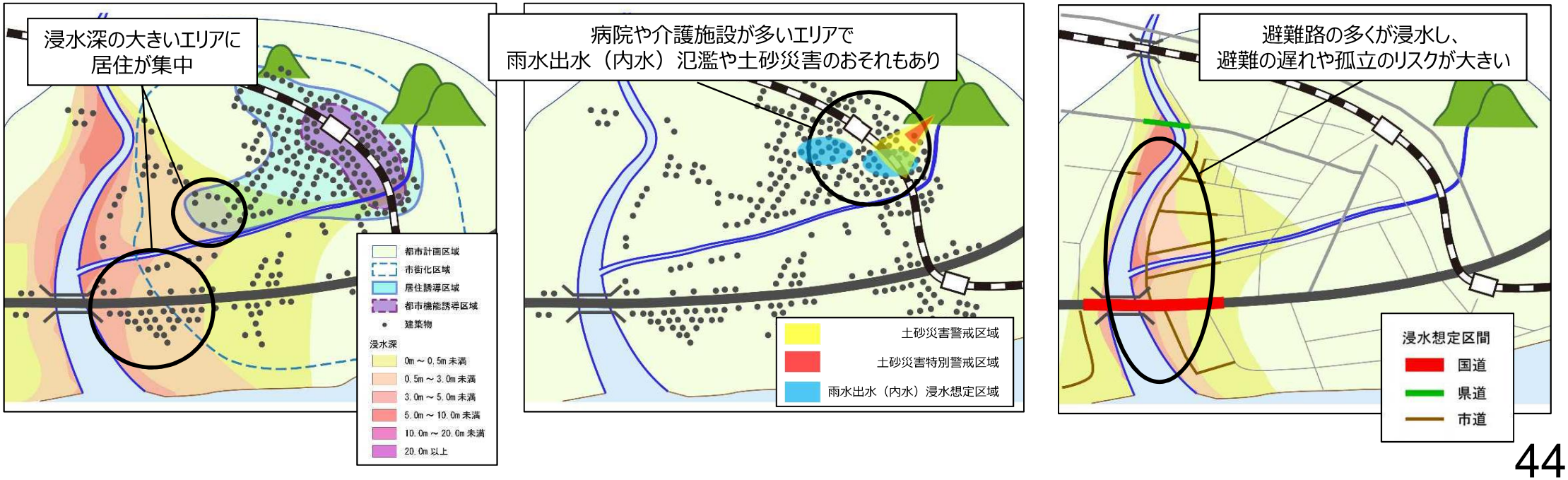
8. 防災指針の検討について

国土交通省

8－1．居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出
2）災害リスクの高い地域等の抽出①：災害リスク分析の基本的な考え方

- 人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置等の現状や将来の見通しなど各種の都市の情報と、災害ハザード情報とを重ね合わせることにより、人的被害や社会・経済被害等の観点から災害リスクを分析することが重要です。地域防災計画等に位置付けられている各地域の警戒避難態勢の構築状況を勘案の上、災害発生により想定されるリスクを適切に確認することが必要です。
- 例えば、浸水深が浅くとも人口が集中し様々な都市の機能が集中している地域では、総体としての災害リスクが大きいというケースも想定されます。このように災害の大小がそのままリスクの大きさにつながるわけではないことに留意が必要です。
- このため、居住や都市機能の誘導を行う区域の検討や、具体的な防災・減災対策の取組とその優先順位等を検討する際には、災害リスクが大きくなる可能性がある地域を適切に把握するため、地区レベルの災害リスク分析（ミクロの分析）を行うことが必要となります。なお、地区の単位は災害リスクの分布に応じて柔軟に設定することが考えられますが、避難の対策等を検討する際には校区単位や、自治会単位で細分化して検討することが考えられます。

＜災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせのイメージ＞



8. 防災指針の検討について

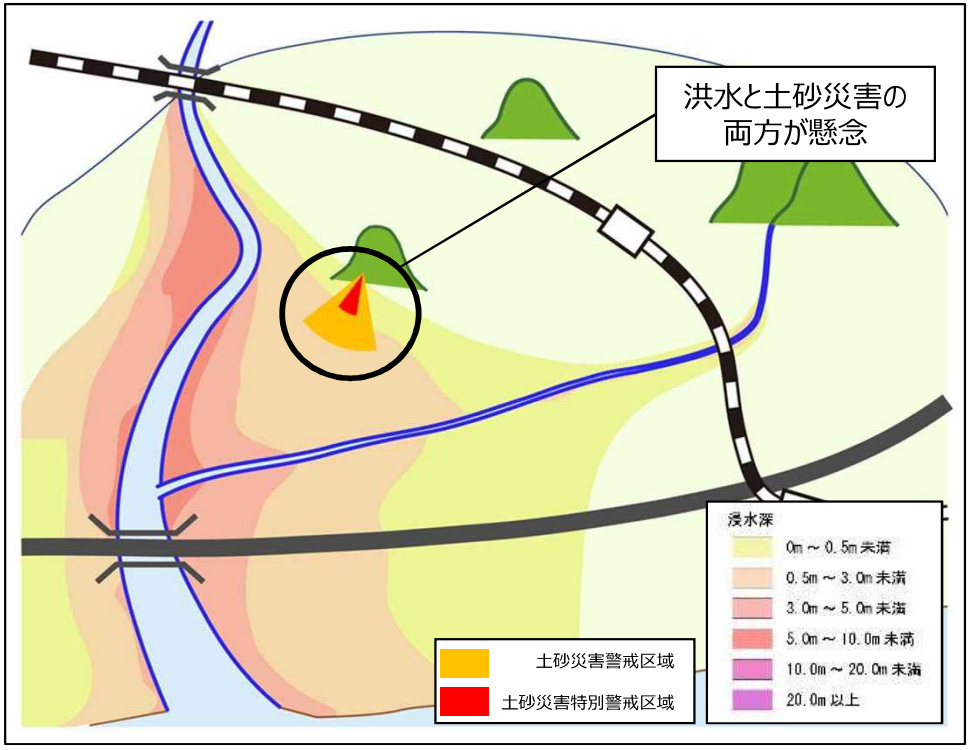
国土交通省

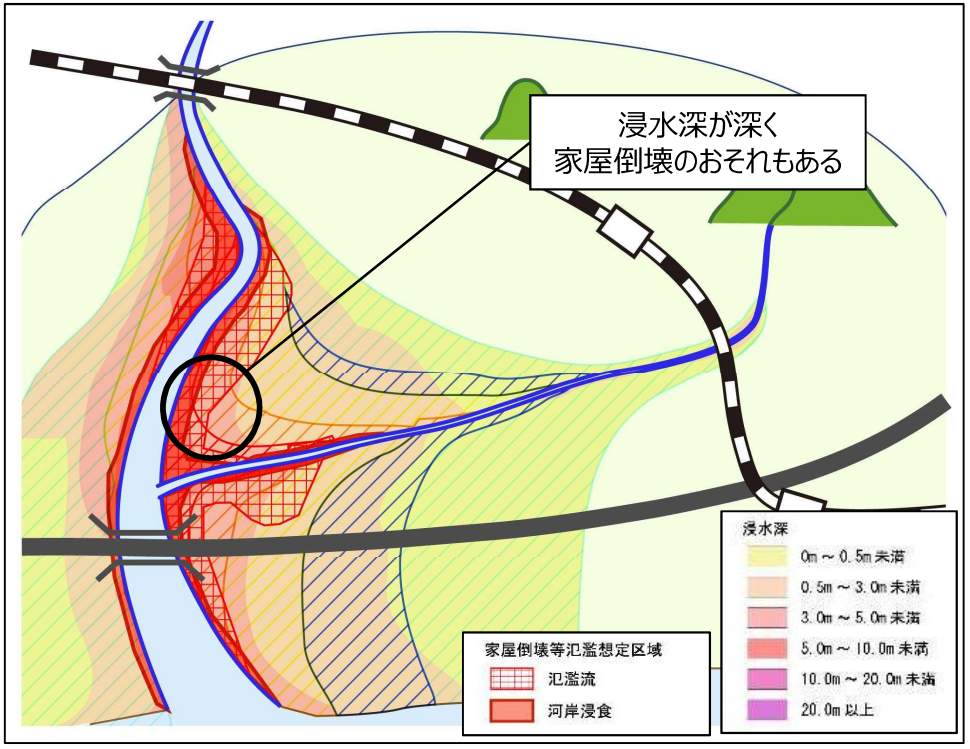
8－1．居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出
2）災害リスクの高い地域等の抽出②：複数の災害ハザード情報の重ね合わせ

■ 収集した個別の災害ハザードごとに都市レベル、地区レベルの観点で災害リスクの高い地域を抽出するとともに、複数の災害ハザード情報を重ね合わせることにより、リスクのより高い地域を抽出することが重要です。

- 浸水深が深く、家屋倒壊等のおそれもある地域
- 様々な発生確率の洪水浸水想定区域のいずれにおいても浸水が想定される地域
- 当面の河川整備、下水道整備、海岸整備等が実施された場合においても浸水が想定される地域
- 洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重なっている、洪水と高潮の浸水想定区域が重なっているなど、複数の種類の災害ハザードにより複合的な災害のおそれがある地域

などの特徴を有する地域は相対的にリスクが高いと考えられます。



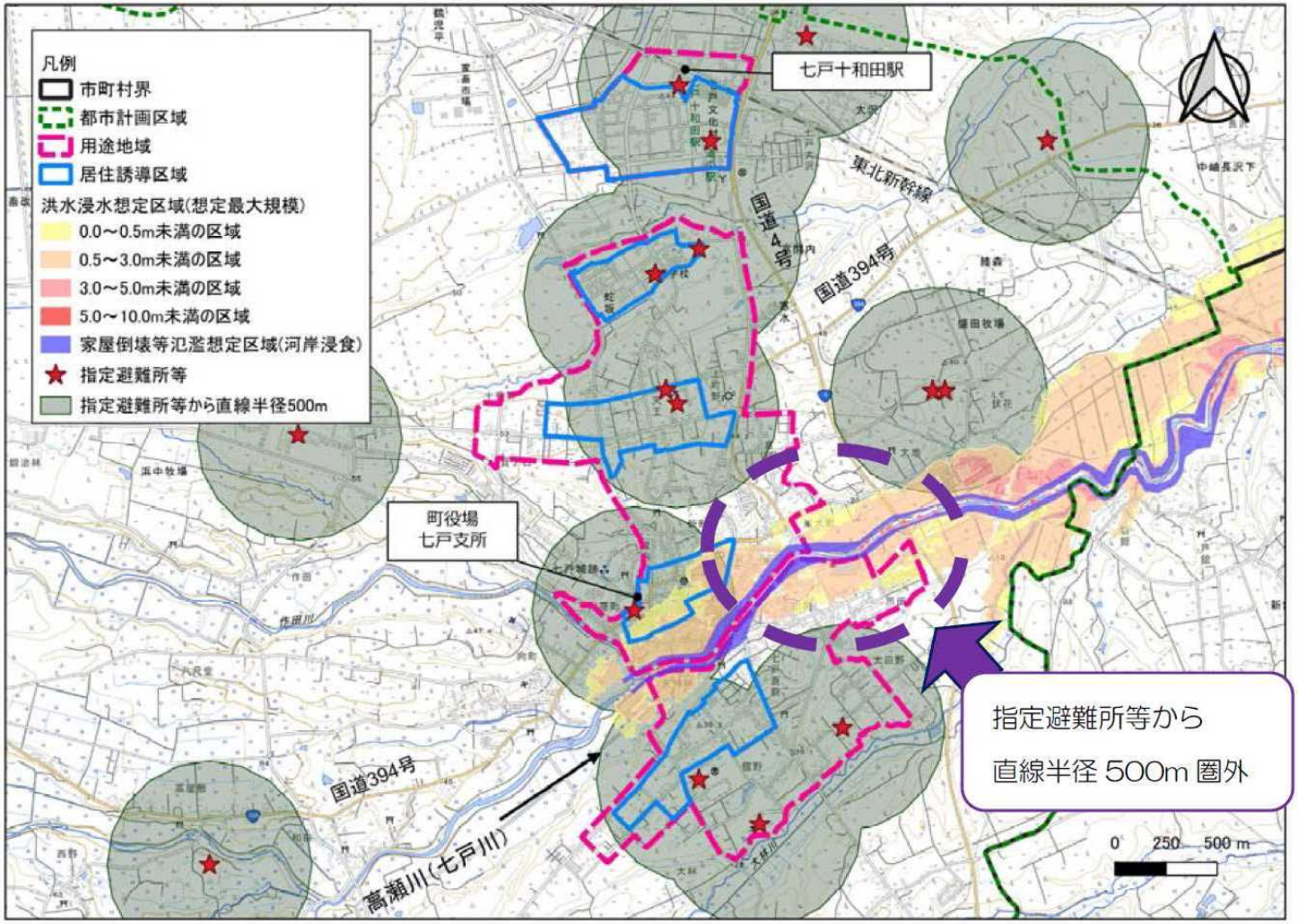


8. 防災指針の検討について

国土交通省

８－１．居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出
2）災害リスクの高い地域等の抽出：組み合わせる情報と分析の視点【事例（洪水×避難所）】

■ 洪水浸水想定区域と避難所の立地を重ね合わせて、避難所の浸水リスクを確認するとともに、近傍に避難所がないエリアを把握し、氾濫発生時の避難のリスクを確認。



洪水浸水想定区域×家屋倒壊等氾濫想定区域×指定避難所等

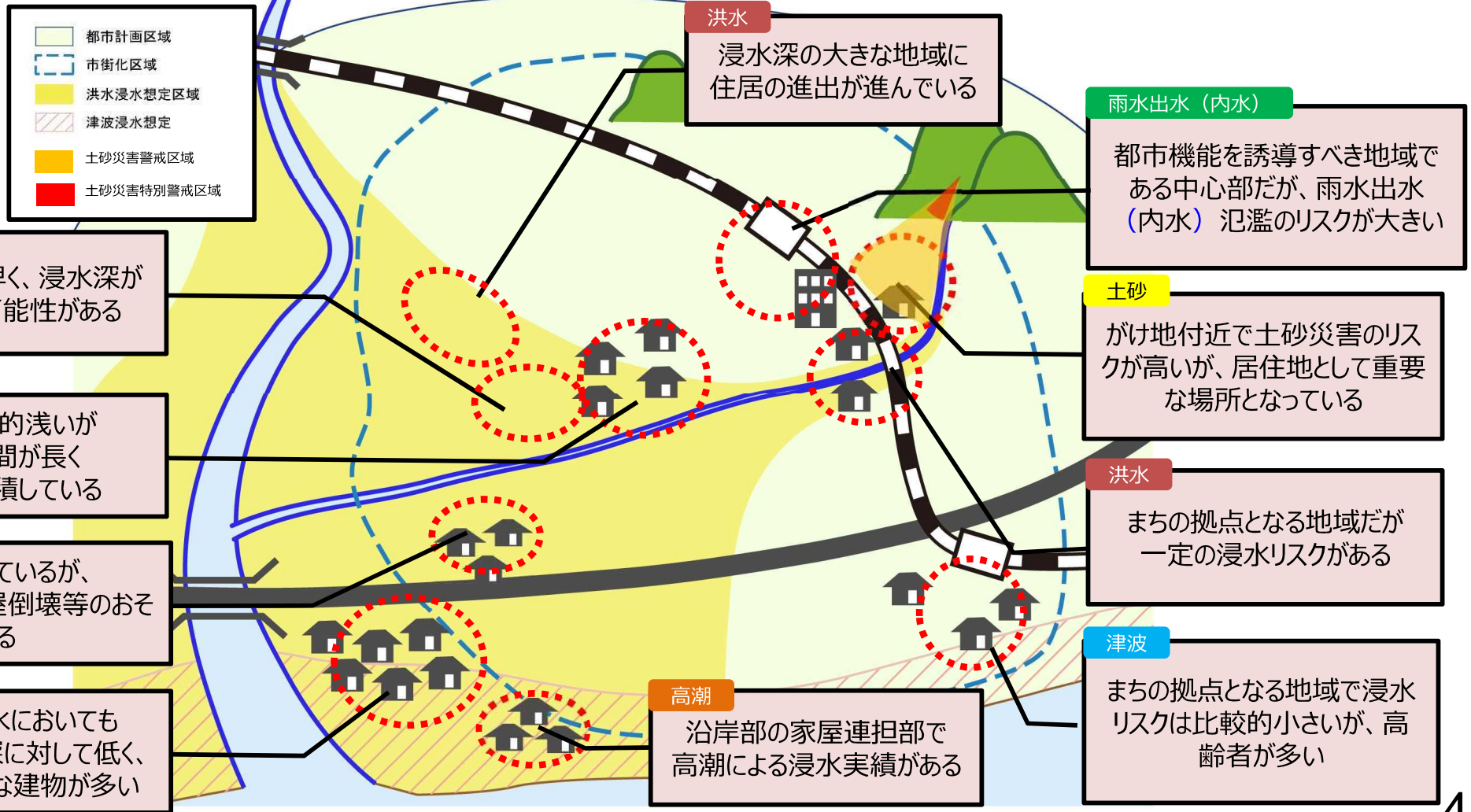
出典：七戸町立地適正化計画

8. 防災指針の検討について

8－1．居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出
3）地区ごとの防災上の課題の整理

■ 地区ごとの災害リスク分析の結果から、具体的にどのような被害が想定されるか等を確認し、必要となる対応の方向性を決定するため、地区ごとに当該課題の整理を行います。
■ 当該都市のどこにどのような課題が存在しているかなど、整理された課題については分かりやすく地図上に全体を記載し、住民等とのリスクコミュニケーションに活用することも考えられます。

■課題整理の例



８－２．防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

8. 防災指針の検討について

国土交通省

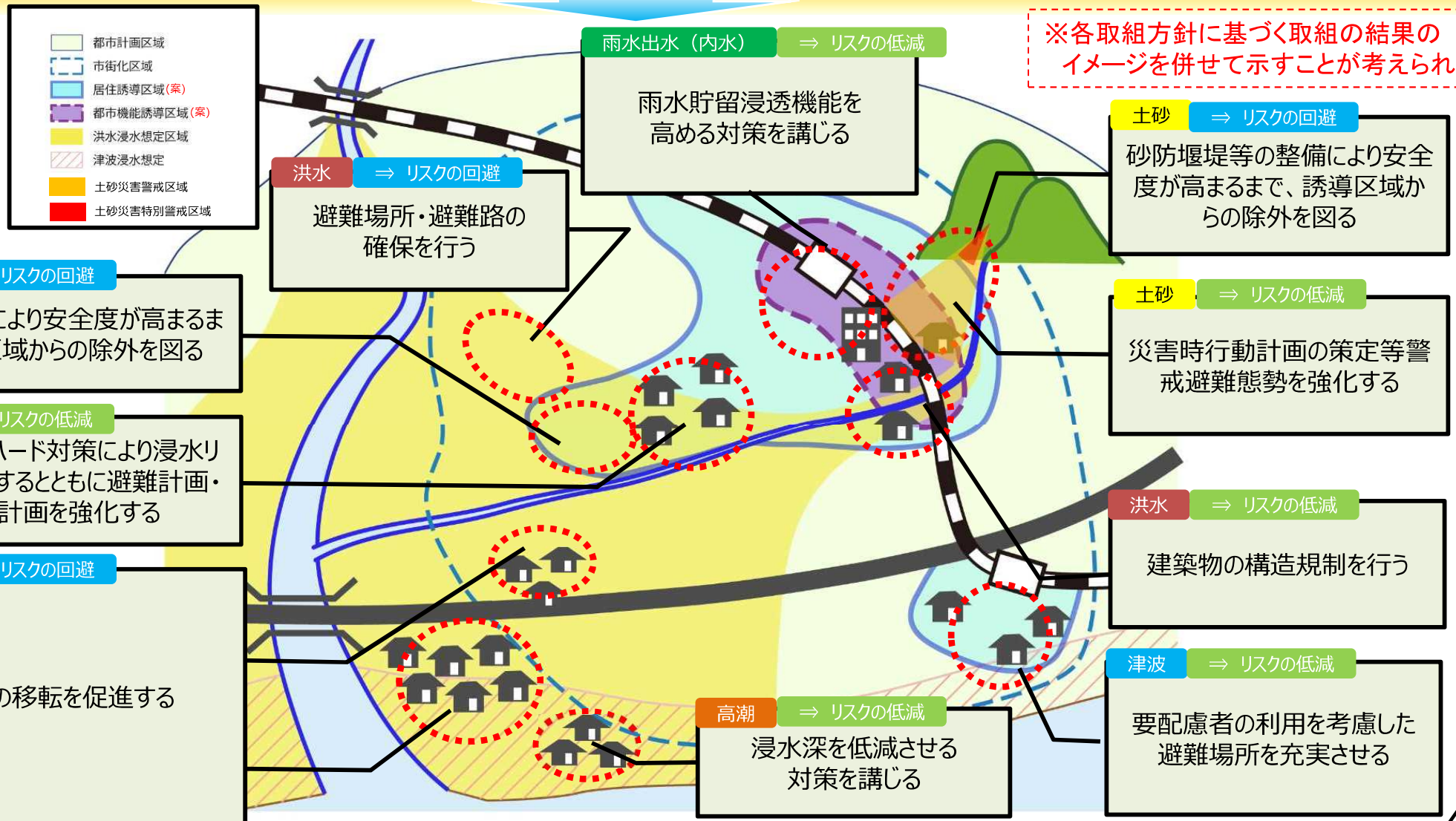
8－2．防災まちづくりの将来像、取組方針の検討
1）　地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討

■防災上の対応方針（ターゲット）と将来像、地区ごとの取組方針の例

防災上の対応方針（ターゲット）

より安全な地域への居住・都市機能を誘導する堅牢なまちづくり

※各取組方針に基づく取組の結果のイメージを併せて示すことが考えられる



８－３．具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

8. 防災指針の検討について

国土交通省

8－3. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討
1）防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の実施

- 地区ごとの取組方針に基づき、地域住民等との合意形成等を図りつつ、ハード、ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組について記載します。
- 計画に位置付ける取組については、地域住民等との合意形成の状況や取組の実施状況等を踏まえて適宜に追加等を行うことが可能であり、取組方針に基づく取組の追加等については立地適正化計画の軽微な変更として対応することが可能です。

取組方針と対策の分類	考えられる具体の取組の例
災害リスクの回避の対策 ・災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組	・開発規制、立地誘導、移転促進 ・土地区画整理事業による宅地地盤の嵩上げ（一帯の浸水解消） ・二線堤の整備（氾濫水が及ぶ範囲の制御）　等
災害リスクの低減の対策（ハード） ※対策の程度によっては災害が防止される場合も想定される ・雨水貯留施設の整備、（市町村管理の）河川や下水道の整備等による浸水対策や土砂災害防止のための砂防施設の整備等	・下水道の整備、雨水貯留浸透施設の整備や田んぼ、ため池、公園等の既存施設の雨水貯留への活用 ・土地や家屋の嵩上げ、建物のピロティ化による浸水防止 ・（市町村管理河川の）堤防整備、河道掘削（引提）による流下能力向上 ・土砂災害防止のための法面対策、砂防施設の整備 ・住居・施設等の建築物の浸水対策（止水板の設置等） ・避難路・避難場所の整備　等
災害リスクの低減の対策（ソフト） ・氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策	・浸水深が一定の深さ以下であり浸水時にも利用可能な避難路のネットワークの検討・設定や、交通ネットワーク、ライフラインの機能強化 ・早期に避難できる避難場所の一定の距離での配置や案内看板の設置 ・地域の防災まちづくり活動の支援、マイ・タイムライン作成の支援（リスクコミュニケーション） ・地区防災計画の検討・作成

8. 防災指針の検討について

国土交通省

8－3. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討
1）防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の実施

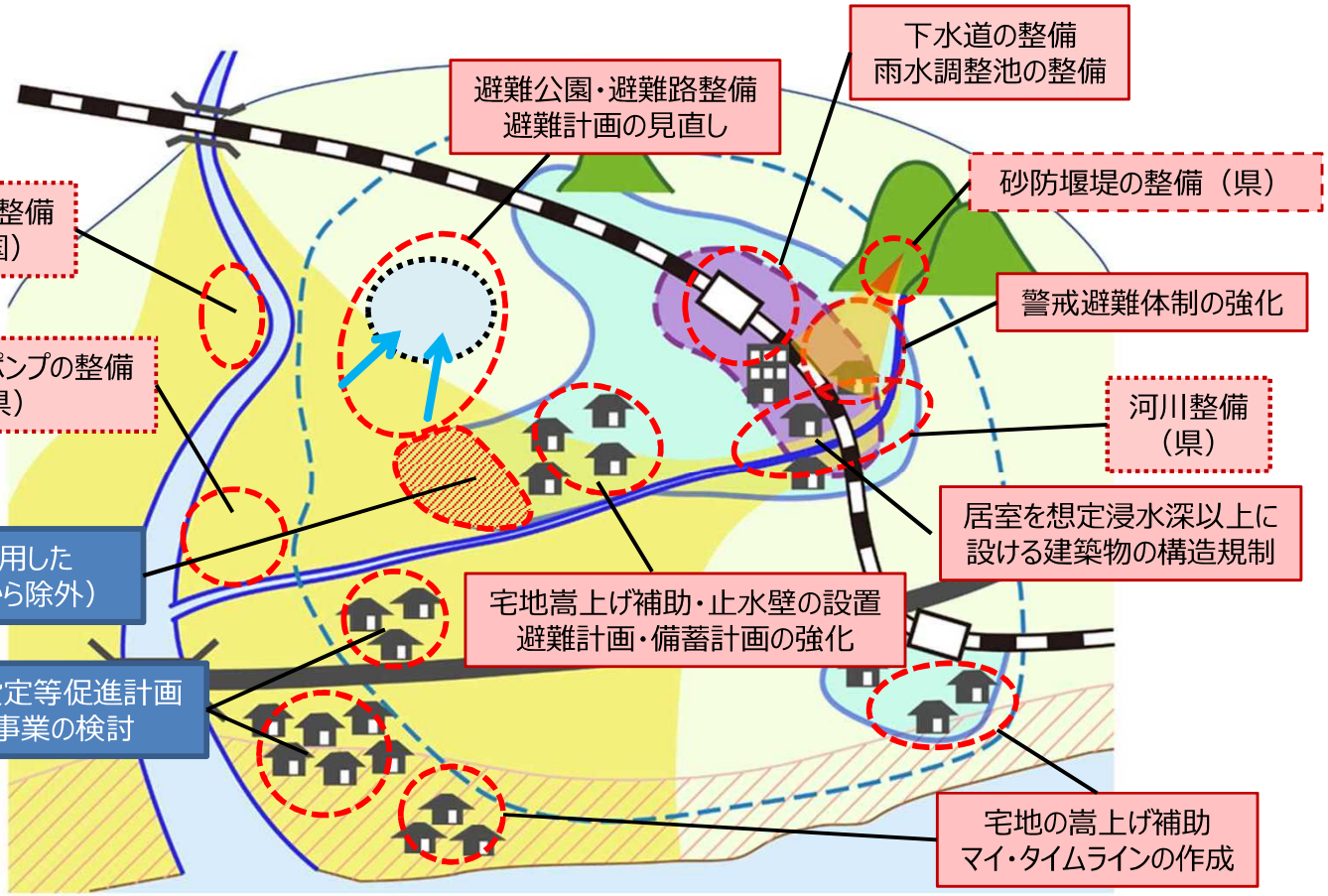
- 防災指針に基づく取組は、どの地域で何を実施するのかを地図上に示すなど、分かりやすく整理することが望まれます。
- この際、市町村以外の者が実施する取組についても、居住誘導区域等の安全度の向上に寄与するものについては、これらが市町村の取組とどのように関連しているかが分かるように一体的に示すことが考えられます。

■水災害に対する具体的な取組の記載例

災害リスクの回避

災害リスクの低減

※破線は他の主体(国・都道府県等)により実施される対策の方向性



都市計画区域
市街化区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域
洪水浸水想定区域
津波浸水想定

※考慮すべき災害ハザード情報は上記のみとは限りません

※具体的な取組の検討と併せて誘導区域の範囲も検討することが考えられる

参考資料1

防災コンパクト先行モデル都市の防災指針の概要（取組方針）

※公表された立地適正化計画からの抜粋

○掲載都市（R3.7.1時点で公表済の12都市）
- 青森県七戸町
- 岩手県二戸市
- 山形県南陽市
- 福島県郡山市
- 茨城県ひたちなか市
- 栃木県宇都宮市
- 埼玉県秩父市
- 神奈川県厚木市
- 大阪府忠岡町
- 岡山県倉敷市
- 熊本県熊本市
- 宮崎県日向市

二戸市

〔金田一地区〕

○馬淵川の浸水想定区域が広範囲に広がっています。
○浸水深 10～20m未満に含まれる集落（大釜・小林地区）も存在します。

○金田一保育所（２次避難所）も浸水想定区域に含まれます。

○金田一温泉駅裏側の船越山を中心とするエリアで土砂災害のリスクが高く、過去には人的被害が発生しています。（1999 年・平成 11 年）

○金田一小学校・中学校が土砂災害警戒区域内に立地しています。

〔堀野・仁左平地区〕

○馬淵川沿いに浸水想定区域の浸水深 5.0～10m未満のエリアが広く分布し、一部浸水深 10～20m未満のエリアも存在します。

○中央小学校（２次避難所）が浸水深 3.0～5.0m未満のエリアに立地しています。

○戸花地区の南側や大畑地区の東側が土砂災害特別警戒区域となっています。

〔米沢地区〕

○上平地区の一部が土砂災害特別警戒区域となっています。

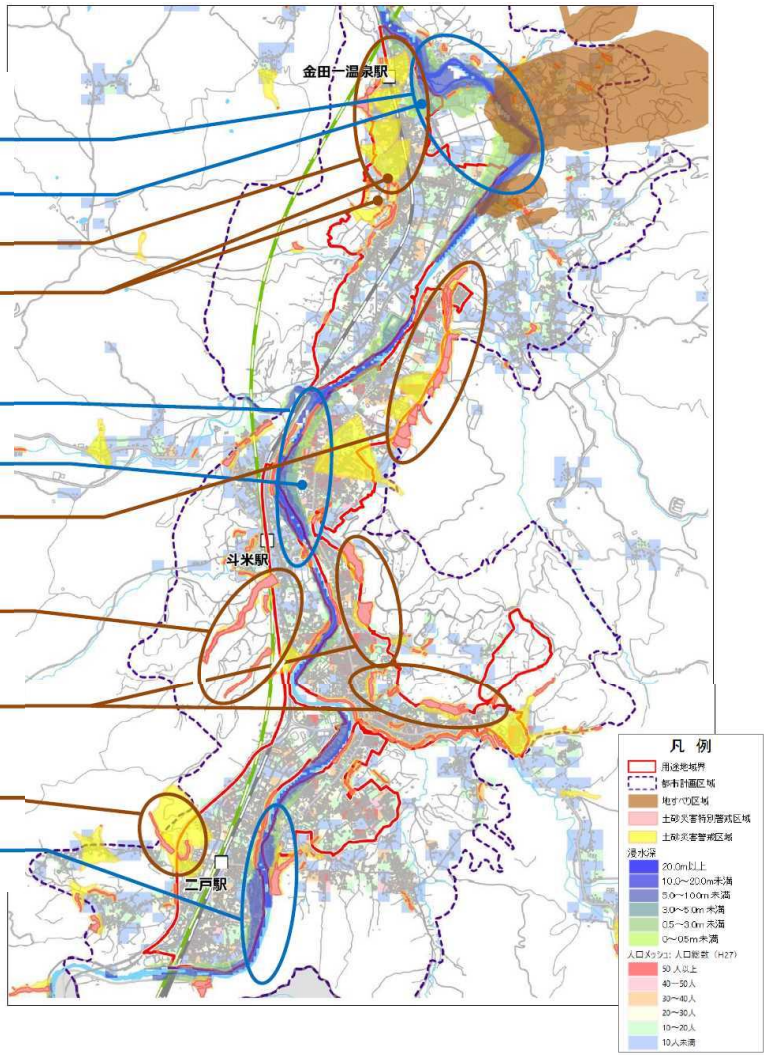
〔福岡地区〕

○長嶺地区や中村地区、川又地区の傾斜地が土砂災害特別警戒区域となっています。

〔石切所地区周辺〕

○火行塚地区の西側が土砂災害特別警戒区域となっています。

○川原地区及び杉ノ沢地区が 5.0～10.0m未満の浸水想定区域となっているほか、広範囲で浸水被害リスクがあります。



＜取組の方向性＞

（1）災害リスクの回避に向けた取組（危険回避）

- 災害リスクの高いエリアを居住誘導区域・都市機能誘導区域から除外
- 浸水深の深い浸水想定区域から将来的な集落移転（検討）
- 災害リスクの高いエリアにおける開発行為の抑制

（2）災害リスクの低減に向けた取組

- 土地区画整理事業によりかさ上げの実施
- 将来的な公共施設の移転（検討）
- 避難路の整備の促進
- 避難施設の移転、改築、機能強化の推進
- 避難所・防災マップの見直し検討
- 防災マップ等を用いた防災意識の向上
- 自主防災組織の設立・育成

資料1

防災コンパクト先行モデル都市の取組状況について（災害リスクへの対応方針・具体的な取組等）

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

資料の構成について

国土交通省

本資料は、立地適正化計画作成の手引き等に沿って防災指針の検討を行い、パブリックコメント等において素案の公表に至った先行モデル都市の取組状況等を整理しています。
また、各先行モデル都市における工夫した取組についても併せて整理しています。

目次

(1)先行モデル都市における取組の工夫点 ((2)に示す資料について)

(2)防災指針(案)を公表した都市における、災害リスクへの対応方針・具体的な取組等の検討事例

〇七戸町
〇二戸市
〇南陽市
〇秩父市
〇厚木市
〇忠岡町
〇熊本市
〇日向市

(3)公表に向けて準備を進めている先行モデル都市における、災害リスクへの対応方針・具体的な取組等の検討状況一覧

※（1）の都市を含む

(1) 先行モデル都市における取組の工夫点

工夫された取組

- 位置付けた施策の実施主体について、自治体内の担当部局を明記し、庁内の役割分担や責任を明確化している。(七戸町 P8)
- 課題整理において、図示だけではなく地区別に具体的な浸水深の数値を記述し、リスクコミュニケーションの観点から住民に災害リスクの程度が具体的に伝わるよう記載している。(二戸市 P10)
- 災害リスク分析の結果を踏まえ、住居等の移転を図る地域を明示することに併せ、具体的な取組として災害の危険性の高い地区から居住誘導区域への移転等の補助(空き家を活用した居住支援)について検討している。(南陽市 P15)
- 居住誘導区域内だけでなく、誘導区域外における避難体制の構築や建築物の耐震化等、安全確保の取組をあわせて示している。(秩父市 P19)
- 対応方針に沿って考えられる取組は、検討中の施策も含めて幅広く記載し、市民等に提示を行っている。(厚木市 P28)
- 市民意識の変化や浸水想定区域内の居住人口といったアウトカム指標を定量的目標として設定している。(厚木市 P29、熊本市P46他)
- 公表済みの内水ハザードマップがないため、事業部局が保有している内水シミュレーション結果を用いて、災害リスクの分析を実施している。(忠岡町 P32他)
- 市内を16地区に分割し、地区毎の災害リスク分析のもと、各々の特徴を踏まえて取組を地区毎にきめ細かに位置付けている。(熊本市 P43)
- 宅地・建物売買の際、重要事項説明の一環として、説明が義務付けられていない津波浸水想定区域等について、関係機関と連携し、取得者等への周知を図ることとしている。(日向市 P51)

(2) 防災指針(案)を公表した都市における、災害リスクへの対応方針・具体的な取組等の検討事例

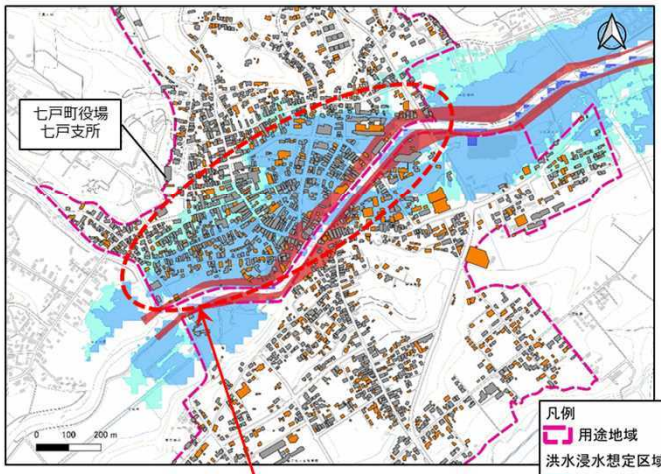
青森県七戸町（災害リスク分析）※第2回会議資料再掲

国土交通省

洪水浸水想定区域（L1）×建物分布・階数

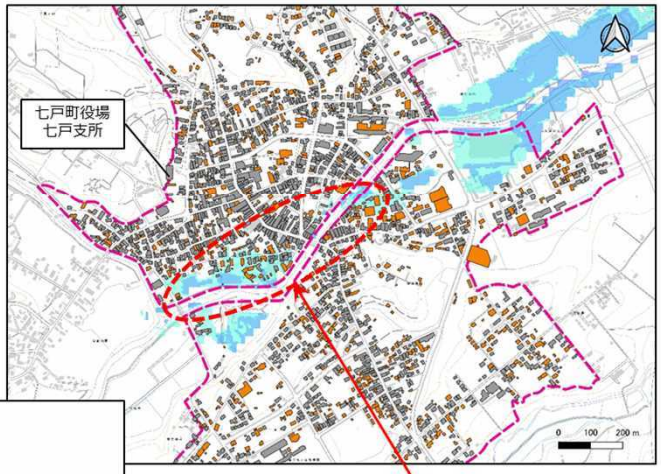
- 高瀬川に沿って形成された市街部には洪水浸水想定区域が指定されており、区域内の一部の建物においては3.0m程度の浸水深が想定され、1階建ての建物においては垂直避難が困難な状況が想定されるほか、河岸沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域も設定されており、洪水時の被災リスクが周辺よりも高いと考えられる。
- 計画規模の洪水浸水想定区域(L1)においても、一部の1階建の建物が3.0m程度の浸水のおそれがある範囲に含まれている。

＜想定最大規模(L2)＞



洪水浸水想定区域(L2)内に1階建の構造の建物が分布し、一部建物は家屋倒壊等氾濫想定区域に位置

＜計画規模(L1)＞

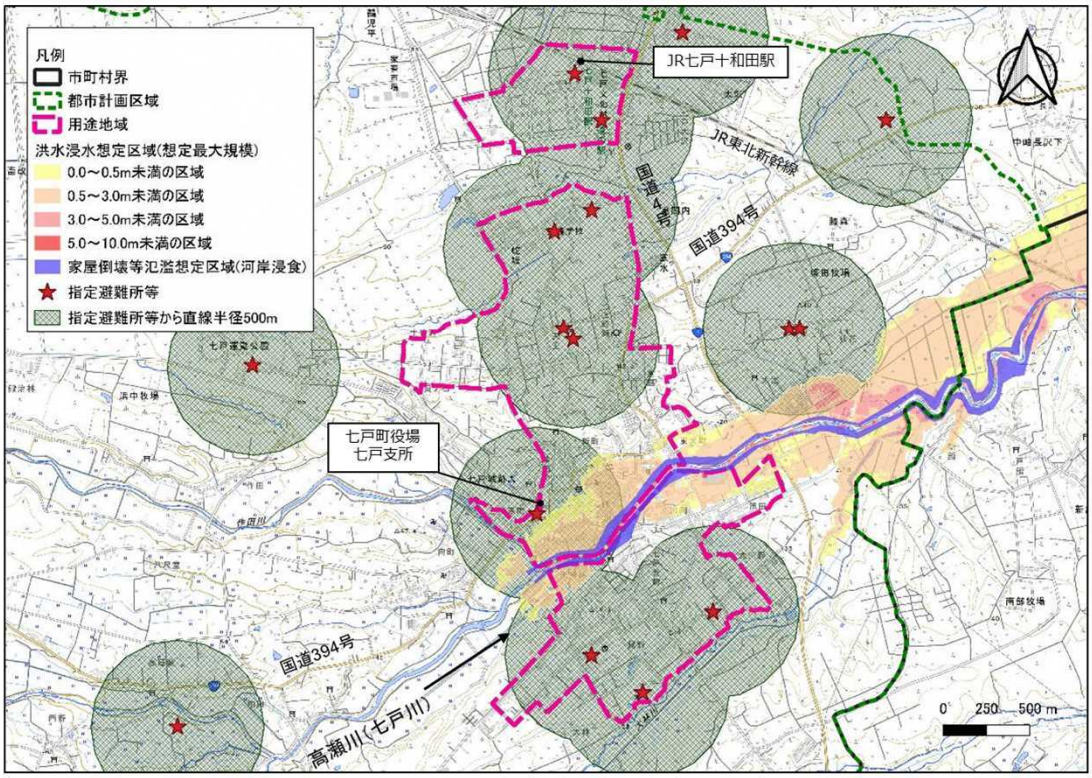


計画規模の洪水浸水想定区域(L1)においても一部の1階建の建物が区域内に分布

凡例
- 用途地域
- 洪水浸水想定区域
  - 0.0～0.5m未満の区域
  - 0.5～3.0m未満の区域
  - 3.0～5.0m未満の区域
  - 5.0～10.0m未満の区域
  - 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)
- 建物
- 建物のうち1階建て

洪水浸水想定区域（L2）×家屋倒壊等氾濫想定区域×指定避難場所

- 洪水浸水想定区域に指定された一部地域においては、指定避難所等までの距離が遠く、浸水発生後の避難行動は被災リスクが伴うことから、洪水時には早期の避難実施の必要性が高い。

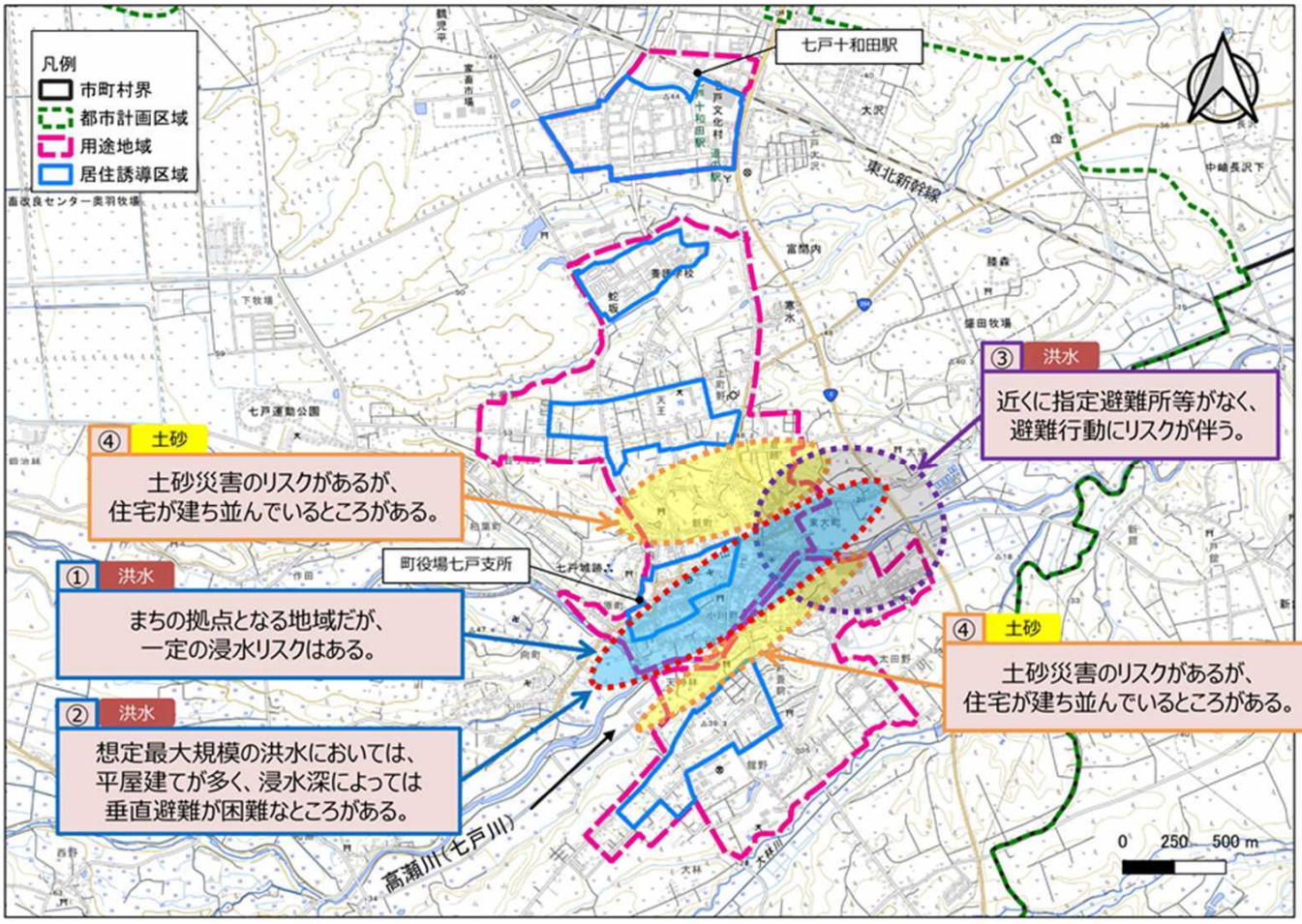


青森県七戸町（防災上の課題）

国土交通省

※令和３年１月七戸町パブリックコメント資料より抜粋

No	災害	課　　題
①	洪水	まちの拠点となる地域だが、一定の浸水リスクはある。
②		想定最大規模の洪水において、平屋建てが多く、浸水深によっては、垂直避難が困難なところがある。
③		近くに指定避難所等がなく、避難行動にリスクが伴う。
④	土砂災害	土砂災害のリスクがあるが、住宅が建ち並んでいるところがある。

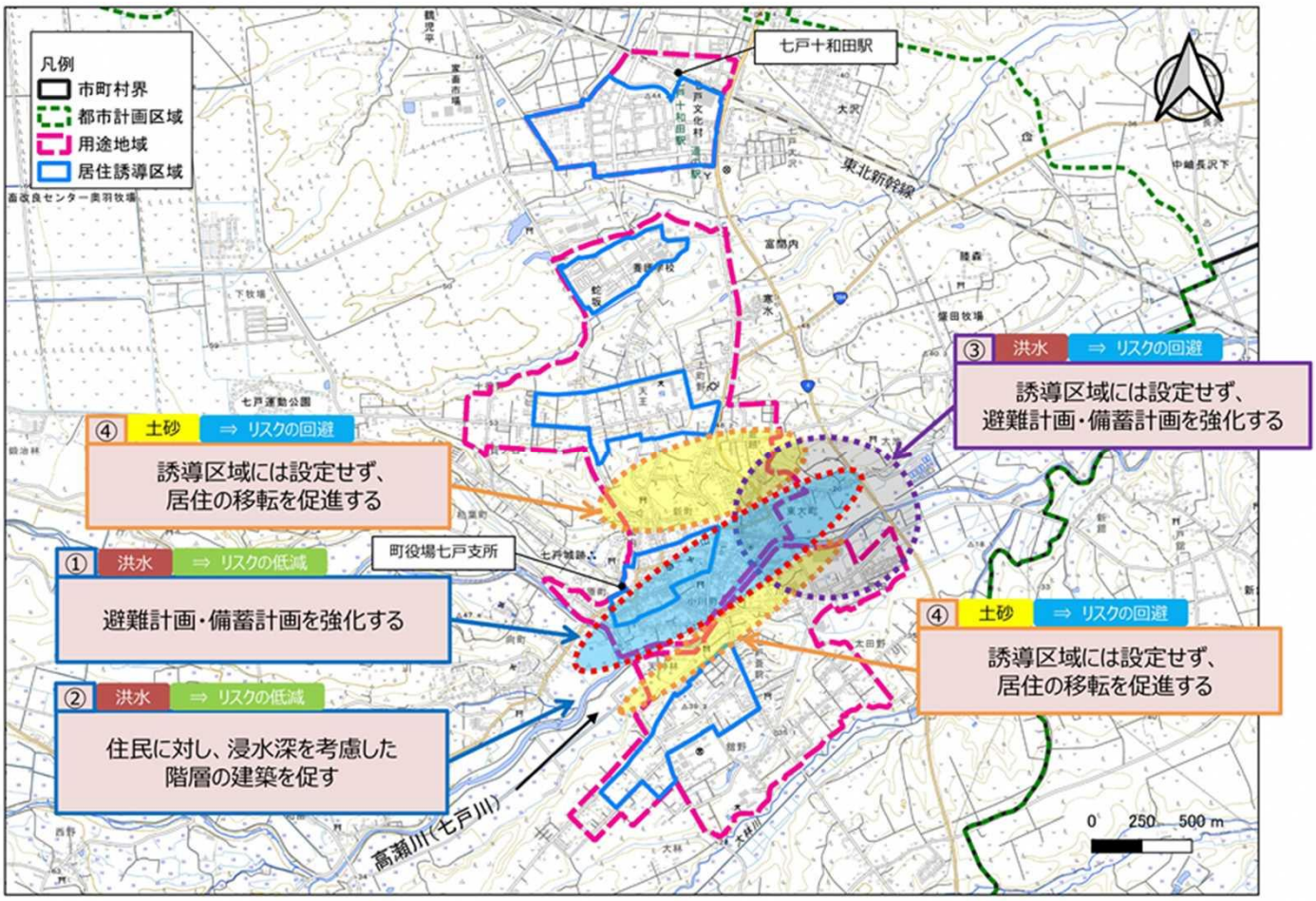


青森県七戸町（課題に対する対応方針）

国土交通省

※令和３年１月七戸町パブリックコメント資料より抜粋

No	災害	課題	低減/回避	方　　針
①	洪水	まちの拠点に浸水リスクあり	リスクの低減	避難計画・備蓄計画を強化する。
②		平屋建てでは垂直避難が困難	リスクの低減	住民に対し、浸水深を考慮した階層の建築を促す。
③		近くに指定避難所等がない	リスクの回避	誘導区域には設定せず、避難計画・備蓄計画を強化する。
④	土砂災害	住宅に土砂災害のリスクあり	リスクの回避	誘導区域には設定せず、居住の移転を促進する。



青森県七戸町（具体的な施策と防災に係る目標設定）

国土交通省

※令和３年１月七戸町パブリックコメント資料より抜粋

具体的な施策

No	リスク対策	ハード/ソフト	施策内容	実施主体	実現時期の目標		
					短期（5 年）	中期（10 年）	長期（20 年）
①	低減	ソフト	避難所運営マニュアル作成	七戸町（総務課）	→		
②	低減	ソフト	住民参加型の避難訓練実施	七戸町（総務課）	→		
③	低減	ソフト	福祉避難所との連携強化	七戸町（健康福祉課）	→	→	
④	低減	ソフト	立地誘導	七戸町（企画調整課）	→	→	→

防災に係る目標設定

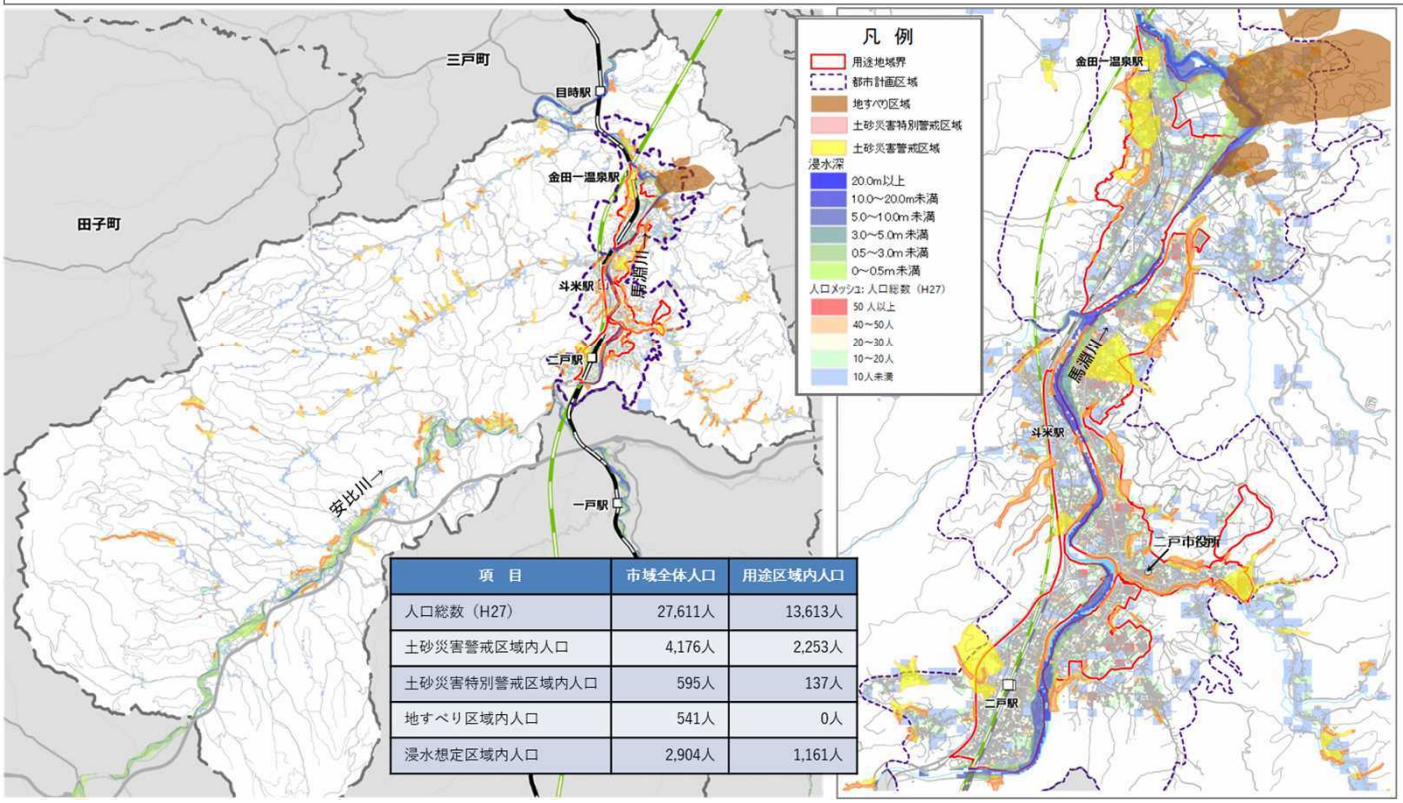
No	目標指標	指標の定義	基準値	目標値
①	避難所運営マニュアルの運用	避難所運営マニュアルによる運営訓練の実施回数	マニュアル作成（2021 年）	年１回開催（2025 年）
②	避難訓練	町で実施する避難訓練の回数（地震・洪水等）	未実施（2019 年）	年１回開催（2025 年）
③	備蓄品が備えている避難所の数	非常時備蓄品等が備えられている指定避難所等	１箇所（2020 年）	５箇所（2025 年）
④	福祉避難所の利用に係る協定の締結施設数	災害発生時に要配慮者を受け入れることを協定で締結した社会福祉施設等の施設数	８施設（2019 年）	11 施設（2030 年）
⑤	浸水深 3.0m 以上の平屋の戸数	**居住誘導区域内**の洪水浸水想定区域（想定最大規模）における浸水深 3.0m以上の平屋の戸数	37 戸（2017 年）	-5 戸（2040 年）
⑥	浸水深 3.0m 以上の平屋の戸数	**用途地域内**の洪水浸水想定区域（想定最大規模）における浸水深 3.0m以上の平屋の戸数	183 戸（2017 年）	-20 戸（2040 年）

岩手県二戸市（災害リスク分析） ※第2回会議資料再掲

国土交通省

マクロ分析：洪水・土砂災害

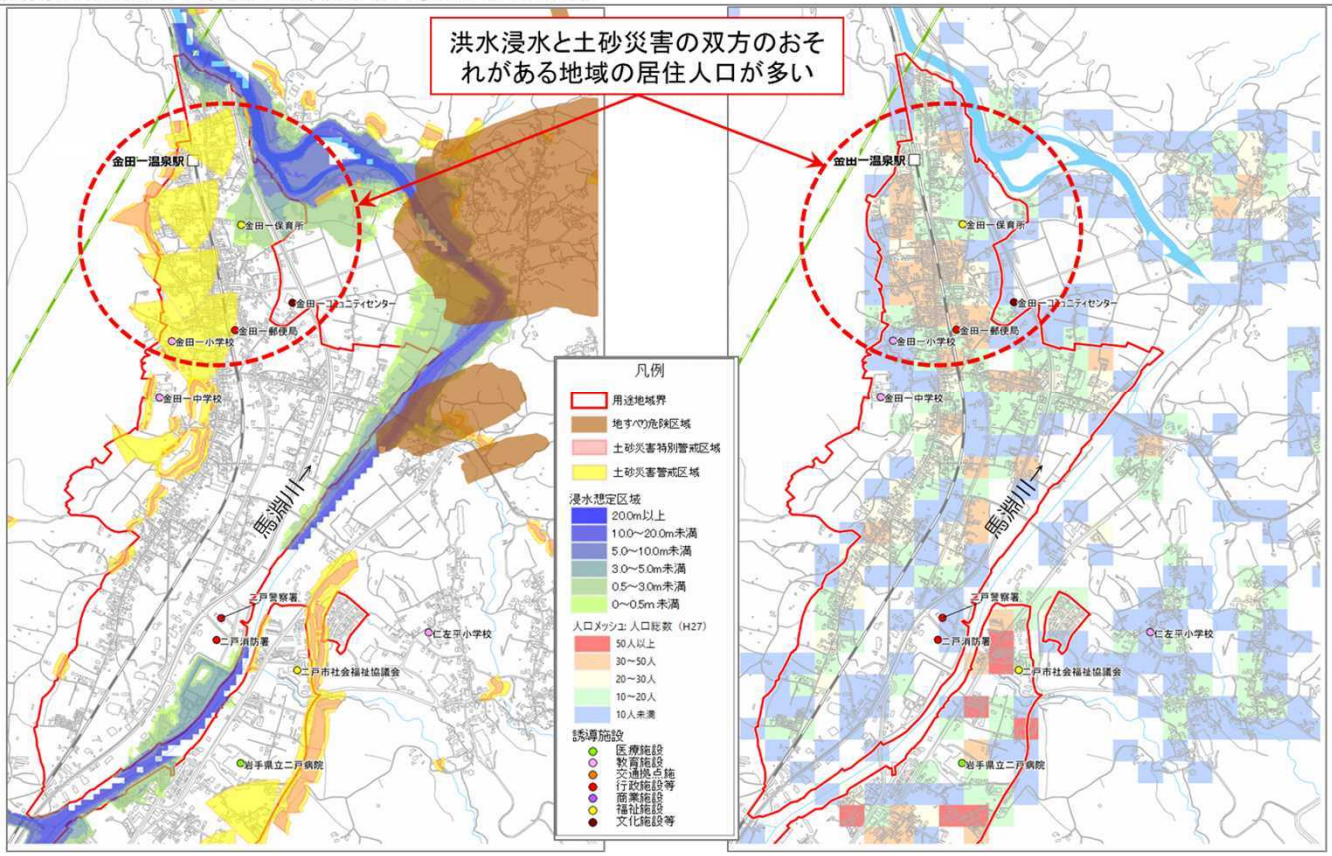
- 市域を南北に流れる馬淵川に沿って都市計画区域及び用途地域が指定され、この近辺の随所に土砂災害警戒区域等が分布しており、用途地域内の人口の約２割が土砂災害のおそれのある地域に居住している。
- また、馬淵川に沿って洪水浸水想定区域が指定され、用途地域内の人口の約１割が浸水のおそれのある地域に居住している。



項　目	市域全体人口	用途区域内人口
人口総数（H27）	27,611人	13,613人
土砂災害警戒区域内人口	4,176人	2,253人
土砂災害特別警戒区域内人口	595人	137人
地すべり区域内人口	541人	0人
浸水想定区域内人口	2,904人	1,161人

洪水浸水想定区域×土砂災害警戒区域×人口

- 金田一温泉駅の周辺の居住人口が多い地域において、洪水浸水と土砂災害が複合的に発生するおそれのある箇所があり、大雨時の災害リスクが高く、発災時に被害が大きくなるおそれがある。



岩手県二戸市（防災上の課題）

国土交通省

※令和３年１月二戸市パブリックコメント資料より抜粋

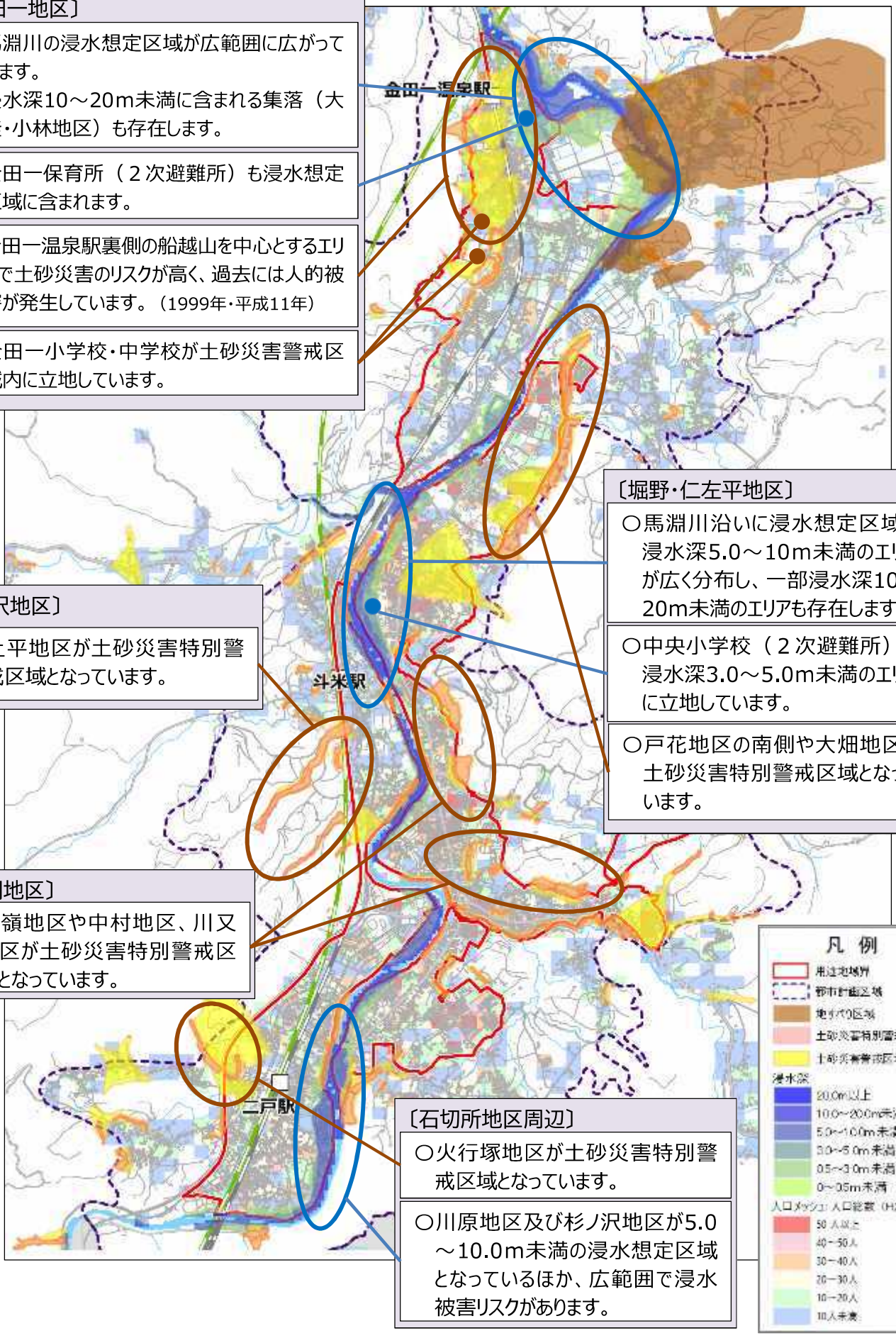
〔金田一地区〕

○馬淵川の浸水想定区域が広範囲に広がっています。
○浸水深10～20m未満に含まれる集落（大釜・小林地区）も存在します。

○金田一保育所（２次避難所）も浸水想定区域に含まれます。

○金田一温泉駅裏側の船越山を中心とするエリアで土砂災害のリスクが高く、過去には人的被害が発生しています。（1999年・平成11年）

○金田一小学校・中学校が土砂災害警戒区域内に立地しています。



〔堀野・仁左平地区〕

○馬淵川沿いに浸水想定区域の浸水深5.0～10m未満のエリアが広く分布し、一部浸水深10～20m未満のエリアも存在します。

○中央小学校（２次避難所）が浸水深3.0～5.0m未満のエリアに立地しています。

○戸花地区の南側や大畑地区が土砂災害特別警戒区域となっています。

〔米沢地区〕

○上平地区が土砂災害特別警戒区域となっています。

〔福岡地区〕

○長嶺地区や中村地区、川又地区が土砂災害特別警戒区域となっています。

〔石切所地区周辺〕

○火行塚地区が土砂災害特別警戒区域となっています。

○川原地区及び杉ノ沢地区が5.0～10.0m未満の浸水想定区域となっているほか、広範囲で浸水被害リスクがあります。

岩手県二戸市（課題に対する対応方針）

国土交通省

※令和３年１月二戸市パブリックコメント資料より抜粋

（１）災害リスク回避に向けた取り組み

◆災害リスクの高いエリアを居住誘導区域・都市機能誘導区域から除外

・市民の安全な生活環境を確保するため、立地適正化計画で定める居住誘導区域・都市機能誘導区域には、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、地すべり防止区域、河川の浸水想定区域などの災害リスクのあるエリアを含めないこととします。

◆浸水深の深い浸水想定区域から将来的な集落移転（検討）

・浸水深が深く、垂直避難（建物の2階以上への避難）等が困難である集落においては、「がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度」等を活用しながら、市街地などの災害リスクの低い、より安全なエリアへの将来的な移転の促進を検討します。

◆災害リスクの高いエリアにおける開発行為の抑制

・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、地すべり防止区域、河川の浸水想定区域などの災害リスクのあるエリアにおいて住宅等の開発行為が行われる場合、立地適正化計画制度に基づき開発事業者に対して勧告を行い、開発行為の抑制に努めます。

（２）災害リスクの低減に向けた取り組み（ハード）

◆土地区画整理事業の実施によるかさ上げの実施

・土地区画整理事業の実施エリアのなかで、浸水想定区域に含まれる箇所においては、かさ上げを実施することにより、浸水被害リスクの低減を図り、安全な居住環境の整備を進めます。

◆将来的な公共施設の移転（検討）

・災害リスクの高いエリアに立地する公共施設については、「二戸市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、居住誘導区域や都市機能誘導区域が設定される市街地や、災害リスクの低い箇所への移転の促進を検討します。

◆避難施設の移転、改築、機能強化の推進

・災害発生時における市民の避難時の安全性を考慮して、避難施設（避難場所・避難所）の移転や改築を進めるとともに、施設ごとの機能等を踏まえて適切に機能の強化を推進します。

◆避難路の整備の促進

・今後の道路・橋梁の整備と併せて、避難施設（避難場所・避難所）への適切な移動経路を設定するとともに、誘導標識の設置などによる適切な誘導を促進します。

（３）災害リスクの低減に向けた取り組み（ソフト）

◆避難所・防災マップの見直し検討

・最新の土砂災害・浸水被害等の災害リスクの状況を踏まえて、指定避難所の見直しを行い、より安全性の高い避難計画を策定するとともに、新しい生活様式に対応した避難スペースの検討や、新技術を活用した避難所運営（支援が必要な人を的確に把握することや、避難先での的確な情報把握等のシステムづくり等）、市民と協働で策定する防災情報の発信、防災マップの更新等、市民に対して広く周知・広報を図ります。

◆自主防災組織の設立・育成

・未組織の地域・町内会等に対して積極的に働きかけるとともに、「自主防災組織設立交付金・自主防災活動補助金」も有効に活用しながら、地域における自主防災組織の設立・育成に努めます。

※対応方針にもとづく具体的な施策については検討中

■立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置一覧（令和4年度）

◇計画策定に関する支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
集約都市形成支援事業 （コンパクトシティ形成支援事業）	立地適正化計画の計画策定に対して支援。 又は ・計画の変更や防災指針の作成に対しても支援可能 ・複数市町村が共同で策定する場合も支援可能 ・県、市町村、市町村都市再生協議会等が立地適正化計画の広域的な方針を作成する場合も支援可能 （要件） ・持続可能な都市としてどのような姿を目指すのか記載すること ・立地適正化計画に人口密度等に関する目標値、公共交通利用者数等に関する目標値、その他定量的な目標値を記載し、期待される効果を定量化して立地適正化計画と併せて公表すること。また、防災指針を策定する場合は、災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標値を記載すること。 ・空きビル、空き店舗、空き家、低未利用地等の既存ストックの活用について記載すること。 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する、地域公共交通計画の作成を検討すること。	都市計画区域内	直接	1／2　又は 定額補助（上限550万円）※ ※定額補助については、人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市	国土交通省 都市局 都市計画課

◇都市機能誘導区域内で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
集約都市形成支援事業 （コンパクトシティ形成支援事業）	都市機能の集約地域への立地誘導のため、都市の集約化等に関する計画策定支援、都市のコアとなる施設の移転に際した旧建物の除却（延床面積1,000㎡以上※の医療・福祉等施設等の誘導施設）・緑地等整備を支援し、都市機能の移転促進を図る。 また、立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた区域における建築物の跡地等の適正管理に必要な経費（調査検討経費、専門家派遣経費、敷地整備経費）について補助を行う。 令和2年度より、人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市については、延床面積500㎡以上へ緩和。	都市機能誘導区域内	直接 （間接）	1／2 （1／3）	国土交通省 都市局 都市計画課
都市構造再編集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ○事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、都道府県等、民間事業者等 ※都道府県等及び民間事業者等については、誘導施設整備が対象 ○対象事業：誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援）、公共公益施設の整備　等 ※誘導施設整備は都市機能誘導区域内に限る 令和4年度においては、以下の改正を実施（誘導施設関連） ・複数市町村からなる圏域で広域的な立地方針を定めた場合、基幹的誘導施設の整備が行えることとし、整備に要する費用は連携自治体数に12億円を乗じた金額を限度とする。この場合、圏域内の自治体における同種の誘導施設の整備に要する費用は9億円を限度とする。 ・誘導施設（基幹的誘導施設含む）の事業主体として都道府県等（市町村以外の地方公共団体）を加える。 ・誘導施設の整備に加え、立地適正化計画に基づいて誘導施設が統廃合されたことにより廃止された施設の除却等を支援対象に追加する。	都市機能誘導区域内等 居住誘導区域内等	直接	1／2（都市機能誘導区域内等） 45%（居住誘導区域内等）	国土交通省 都市局 市街地整備課

都市再生区画整理事業	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再生・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。	都市機能誘導区域内	直接 間接	1／2 1／3	国土交通省 都市局 市街地整備課
市街地再開発事業	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業を補助対象に追加し、面積要件の緩和や交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域内	直接 間接	1／3	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
防災街区整備事業	密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業等について、交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域内	直接 間接	1／3	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地住宅整備室
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加し、支援を行う。	都市機能誘導区域内	直接	3%,5%,7%	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
優良建築物等整備事業	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業に対する支援を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加する。また、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業について、交付対象事業費の嵩上げ等の支援を行う。	都市機能誘導区域内	直接 （間接）	1／3	国土交通省 住宅局 市街地建築課
住宅市街地総合整備事業 （拠点開発型）	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域内 （※1）	直接 （間接）	1/2 等 （1/3）	国土交通省 住宅局 市街地住宅整備室
住宅市街地総合整備事業 （都市再生住宅等整備事業）	快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を目的として実施する住宅市街地総合整備事業等の実施に伴って住宅等（住宅、店舗、事務所等）を失う住宅等困窮者に対する住宅等の整備を行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域内	直接 （間接）	1/2 等 （1/3 等）	国土交通省 住宅局 市街地住宅整備室
住宅市街地総合整備事業 （住宅団地ストック活用型）	良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域内	直接 （間接）	1/3 等 （1/3）	国土交通省 住宅局 市街地住宅整備室
バリアフリー環境整備促進事業	高齢者・障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を促進する。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加し、支援を行う。	都市機能誘導区域内 （※1）	直接 間接	1／3	国土交通省 住宅局 市街地建築課

スマートウェルネス住宅等推進事業	「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援する。	都市機能誘導区域内 （※1）	間接	1／10 1／3　等	国土交通省 住宅局 安心居住推進課
官民連携まちなか再生推進事業	官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定、未来ビジョンに基づく自立自走型システムの構築に向けた国内外へのシティプロモーションや社会実験、コワーキング・交流施設整備等に要する経費を支援。	都市機能誘導区域内 居住誘導区域内等	直接	1／2　等	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
都市再生コーディネート等推進事業 【都市再生機構による支援】	都市再生機構において、低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等において、計画策定、事業化に向けたコーディネート等を行う。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行う。	都市機能誘導区域内 （※1）	直接	1／2　等	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
特定地域都市浸水被害対策事業	現行では、下水道法に規定する「浸水被害対策区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に係る費用の補助を行っている。 平成29年度より、対象となる地区に、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」を追加。 （ただし、市街地の形成に合わせて下水道を新規に整備する区域であって、市町村の総事業費が増大しないものに限る。） また、補助対象範囲に、民間事業者等が特定地域都市浸水被害対策計画に基づき整備する雨水浸透施設を追加。	都市機能誘導区域内	直接	1／2　等	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

〔金融措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
まち再生出資 【民都機構による支援】	立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備）であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資等を実施。 また、当該認定事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とする。	都市機能誘導区域内	ー	ー	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
共同型都市再構築 【民都機構による支援】	①地域の生活に必要な都市機能の増進又は②都市の環境・防災性能の向上に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、民都機構が当該事業の施行に要する費用の一部を負担し、民間事業者とともに自ら当該事業を共同で施行し、これにより取得した不動産を長期割賦弁済又は一括弁済条件で譲渡する。 都市機能誘導区域内で行われる認定事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とする。 平成30年度より、建物竣工後に事業者へ譲渡せず、民都機構が公共公益施設等の持分を一定期間保有しながら自治体等へ賃貸する、「公民連携促進型」を同機構の業務に追加。これにより、自治体の費用負担を平準化させ、民間事業者のリスクを軽減することで、民間都市開発事業による公共公益施設等の更新・再編等を加速化。	都市機能誘導区域内	ー	ー	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
都市環境維持・改善事業資金融資	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う、地方公共団体に対する無利子貸付制度	都市機能誘導区域内	ー	ー	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
（都市再生機構出資金） 都市・居住環境整備推進出資金 ＜まちなか再生・まちなか居住推進型＞	都市再生機構において、まちの拠点となる区域での土地の集約化等権利調整を伴う事業を行うことにより、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設等の施設整備を促進。	都市機能誘導区域内 （※1）	ー	ー	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
（都市再生機構出資金） 都市・居住環境整備推進出資金 ＜都市機能更新型＞	都市再生機構において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市機能更新事業を行うことにより、都市機能の更新を促進。	都市機能誘導区域内 （※1）	ー	ー	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
（都市再生機構出資金） 都市・居住環境整備推進出資金 ＜居住環境整備型＞	四大都市圏等の既成市街地において、大規模工場跡地等の用地先行取得や民間事業者による良質な賃貸住宅の供給支援等により、都市再生に必要な市街地住宅の整備を推進し、民間を都市再生に誘導するとともに、リニューアル、建替等を複合的に活用したストックの再生や、地域施策と連動したストックの有効活用を行い、都市再生機構の既存賃貸ストックの有効活用を図る。	都市機能誘導区域内	ー	ー	国土交通省 住宅局 総務課民間事業支援調整室

※1：区域について別途要件があります。
→鉄道若しくは地下鉄の駅から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内（いずれもピーク時運行本数（片道）が3本以上）等

◇居住誘導区域内等で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
市民緑地等整備事業	地方公共団体等が市民緑地契約等に基づく緑地等の利用又は管理のために必要な施設整備を行うことで、低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援を行う事業である。原則面積要件は2ha以上であるが、居住誘導区域等においては0．05ha以上に緩和している。 都市公園が未だ不足している地域において、土地所有者の協力の下、民間主体が空き地等を公園的な空間として整備・公開する取組を推進する市民緑地認定制度を活用し、緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人が行う園路・広場等の施設整備に対しても支援を実施。	居住誘導区域内	直接 （間接）	1／2 （1／3）	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課緑地環境室
都市構造再編集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的として、R2年度において、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）のうち立地適正化計画に基づく事業と都市機能立地支援事業を統合し、個別支援制度として創設。 〇事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等 ※民間事業者等については、誘導施設整備が対象 〇対象事業：誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援)、公共公益施設の整備　等 ※誘導施設整備は都市機能誘導区域内に限る	都市機能誘導区域内 居住誘導区域内等	直接	1／2（都市機能誘導区域内） 45%（居住誘導区域内等）	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生区画整理事業	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再生・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。 令和3年度においては、防災指針に基づき総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、重点地区の対象への追加し重点的な支援や、公共施設用地の取得等への支援を拡充。	都市機能誘導区域内	直接 間接	1／2 1／3	国土交通省 都市局 市街地整備課
宅地耐震化推進事業	大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について支援。 立地適正化計画における防災指針に即して行われる事業について、対策工事等の国費率を嵩上げ。	居住誘導区域内	直接	1／2	国土交通省 都市局 都市安全課
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に居住誘導区域おいて一定の要件を満たす区域を追加し、支援を行う。	居住誘導区域内	直接	3%,5%,7%	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
公営住宅整備事業 （公営住宅の現地、非現地建替えの支援）	公営住宅を除却し、居住誘導区域内または市街化調整区域内、土砂災害特別警戒区域内に再建等する場合、公営住宅整備事業において、除却費等に対する補助を行う。	居住誘導区域内 市街化調整区域内、土砂災害特別警戒区域内	直接	原則50%等 原則1／3等	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

市民農園等整備事業	居住誘導区域外や、居住誘導区域内（教育・学習又は防災に係る計画等の位置づけがある生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合に限る）において市民農園整備の交付対象事業要件の緩和（原則面積0．25ha以上を0．05ha以上※に引き下げ）を行い、まちの魅力・居住環境の向上を図ることや郊外部において都市的土地利用の転換を抑制し、緑と農が調和した低密度な市街地の形成に寄与する。 ※平成29年度より、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあっては、0．03ha以上0．05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模まで面積要件を緩和。	居住誘導区域内外	直接	1／2（施設） 1／3（用地）	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室
地域居住機能再生推進事業	多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。公的賃貸住宅の管理戸数の要件は、原則概ね1,000戸以上としているが、整備地区が三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等以外の居住誘導区域内等に存する場合には、管理戸数の合計が概ね100戸以上であることに緩和している。	居住誘導区域内	直接	1/2等	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
住宅市街地総合整備事業 （住宅団地ストック活用型）	良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対する支援を行う。	居住誘導区域内	直接 （間接）	1/3　等 （1/3）	国土交通省 住宅局 市街地住宅整備室

〔金融措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
フラット35地域連携型 （住宅金融支援機構による支援）	平成29年度より、コンパクトシティ形成等の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による住宅の建設・購入（付随する改修・除却を含む。）に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる。 【支援内容】 居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の建設・購入に対し、住宅ローン（フラット35）の金利引下げ（ 当初5年間、0.25%引下げ）	居住誘導区域内	ー	ー	国土交通省 住宅局 総務課住宅金融室

◇立地適正化区域内で活用可能な支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
都市・地域交通戦略推進事業	都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う。 （居住誘導区域内で、人口密度が40人/ha以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等）	立地適正化計画区域内	直接 （間接）	1／2等 （1／3）	国土交通省 都市局 街路交通施設課
都市・地域交通戦略推進事業 （補助金）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づく協議会等に対して、都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う。 （居住誘導区域内で、人口密度が40人/ha以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等） 令和3年度より、整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象に追加	立地適正化計画区域内	直接	1／2等	国土交通省 都市局 街路交通施設課

◇立地適正化計画を策定する都市において活用可能な支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
都市公園ストック再編事業	地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る。 令和元年度より、都市公園の再編・集約化に必要な調査やコーディネートなどソフト面の取組を支援対象に追加。	立地適正化計画策定都市	直接	1／2	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

◇立地適正化計画に関連する地方財政措置

〔地方財政措置〕

事業名	事業概要	措置内容	措置期間	担当課
公共施設等の適正管理に係る 地方財政措置 （公共施設等適正管理推進事業債）	公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、 ①個別施設計画に位置付けられた公共施設等の集約化・複合化事業、転用事業 ②立地適正化計画に基づく地方単独事業 等に対し、元利金の償還に対し地方交付税措置のある地方財政措置等を講じる。 令和4年度においては、令和8年度まで5年間事業期間を延長するとともに、対象事業に新たに「脱炭素化事業」等を追加。	＜集約化・複合化事業＞ 充当率90%、 交付税算入率50% ＜転用事業、立地適正化事業、脱炭素化事業＞ 充当率90%、 交付税算入率30%～50% 等	令和8年度まで（脱炭素化事業については令和7年度まで）	総務省 自治財政局 財務調査課

「新たな検討の場」のこれまでの経緯

➢ 網走川流域については、これまでH29.10より**新たな検討の場**を設置したことをはじめとして、R2.2に取組宣言を流域7機関において署名し、**取組ビジョン**を元に流域対策を進めてきた。

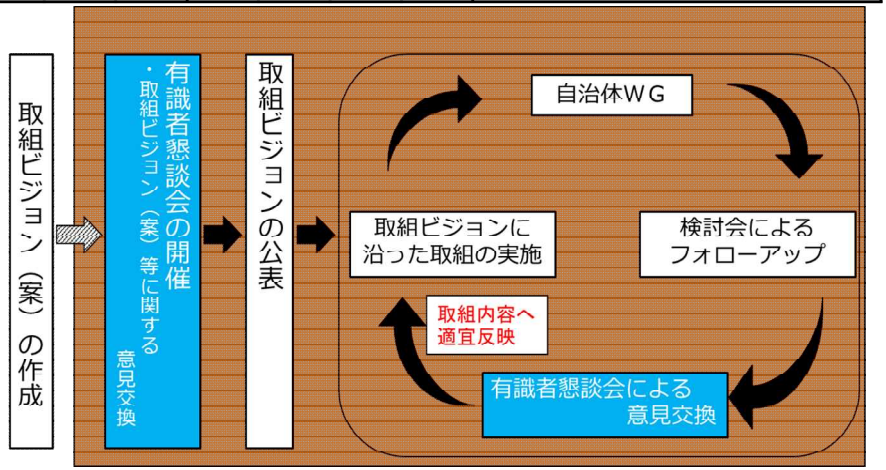
	H29			H30			H31/R1			R2			R3			R4			R5以降
	3	6	9	3	6	9	3	6	9	3	6	9	3	6	9	3	6	9	
網走川流域の新たな検討の場	●第１回 新たな検討の場（□□□□）																		
		●第２回 新たな検討の場（□□□□）																	
			●第３回 新たな検討の場（□□□□）																
				●第４回 新たな検討の場（□□□）															
										●有識者懇談会（□□□）									
										●推進宣言（□□□）									
				←→	●自治体ワーキングの開催（□□□□～□□□）														
											●自治体ワーキングの開催（□□年□月）								
													●□□年度取組報告の開催（□□）						
																●事前協議（□□）			
																	●第□回新たな検討の場（□□）		



取組ビジョン推進宣言・署名式典



有識者懇談会



網走川流域における流域対策等に関する取組サイクル

網走川流域における流域対策等に関する取組の概要

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

○気候変動の影響等により、計画規模を超える降雨の頻発化が懸念されていることを踏まえ、網走川河川整備計画における「地域一体となった流域全体での流量を抑制する方策」や近年問題となっている土砂流出や農地崩落への取組等を検討するために「網走川流域における新たな検討の場」を設置。
○網走川流域における尊い人命や貴重な財産及び重要な産業の「安全・安心の確保」に向けて、とるべき備えや具体的な取組内容を流域対策等に関する取組ビジョンとしてとりまとめて実施するもの。

網走川流域における新たな検討の場

構成機関で実施すべき流域対策等を議論・検討。

構成機関

- 網走開発建設部
- 網走南部森林管理署
- オホーツク総合振興局
- 網走市
- 大空町
- 美幌町
- 津別町

有識者懇談会　委員

北見工業大学
　早川教授（河川）
東京農業大学
　吉田教授（農業）
東京農業大学
　寺澤教授（林業）
東京農業大学
　園田助教（水産）

有識者懇談会での意見や助言を
取組ビジョンに反映させる。

**網走川流域における流域対策等に関する
取組ビジョンの策定・推進**



網走川流域における流域対策等に関する取組ビジョンの概要

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

○網走川流域における尊い人命や貴重な財産及び重要な産業の「安全・安心の確保」に向けて、とるべき備えや具体的な取組内容をとりまとめたもの。
○取組ビジョンの内容はできることから開始して着実に効果を発現していくとともに、本取組の継続によって構成機関や網走川流域における地域住民の流域対策等に係る意識向上の基礎にしていくものである。

『網走川流域の尊い人命や貴重な財産及び重要な産業の「安全・安心の確保」』

1.【洪水等に関する取組】出水時の治水安全度の向上や土砂流出等による被害の軽減

【取組内容】

01.治水安全度の確保

02.土砂流出抑制及び農地保全

03.水害リスク情報の周知

2.【平常時からの取組】網走川流域の理解・促進

【取組内容】

04.防災教育の推進

05.流域学習の推進

06.流域ツーリズムの推進

3.【環境に関する取組】網走川の環境保全の取組を通じた流域関係者の意識向上

【取組内容】

07.流域の自然環境保全

08.住民が身近にふれあえる場の確保

09.多彩な生態系が維持される河川環境の保全や復元

10.河川生態系に関する啓蒙

11.網走湖水環境の改善

網走川流域における流域対策等の取組【１．洪水等に関する取組】

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

【取組１】治水安全度の確保



河道掘削



ピーク流量抑制に関する検討



堤防整備



内水被害軽減対策（釜場の整備等）

【取組２】土砂流出抑制及び農地保全



農地の土砂流出箇所予測マップ



沈砂池の整備・維持管理

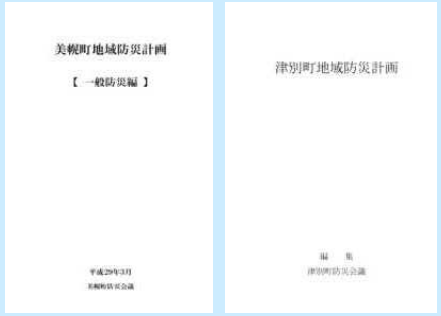


農地からの土砂流出抑制
（畦畔による土砂流出抑制）



山地からの土砂流出抑制
（植樹による土砂流出抑制）

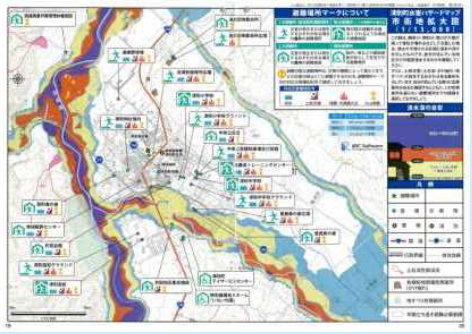
【取組３】 水害リスク情報の周知



各種計画（マニュアル）等の整備



構成機関との連携連携及び情報共有



水害ハザードマップの作成及び配布

網走川流域における流域対策等の取組【２．平常時からの取組】

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

【取組４】防災教育の推進



防災学習の様子



防災学習による防災意識の啓発

【取組５】流域学習の推進



出前講座の実施



網走川流域体験ツアーの実施

【取組６】流域ツーリズムの推進



かわまちづくりの推進



かわたび北海道（大曲堰、水辺プラザ）

網走川流域における流域対策等の取組【３．環境に関する取組】

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

【取組７】流域の自然環境保全



河川水質の監視（継続的なモニタリング調査）

【取組８】住民が身近にふれあえる場の確保



河川の清掃

【取組９】多様な生態系が維持される河川環境の保全や復元



生態系に配慮した河道整備



計画的な植生・植樹等による保全

【取組１０】河川生態系に関する啓蒙



地域の子供たちへの環境学習



川の生態調査

【取組１１】網走湖水環境の改善



大曲堰の運用による塩淡境界層の制御

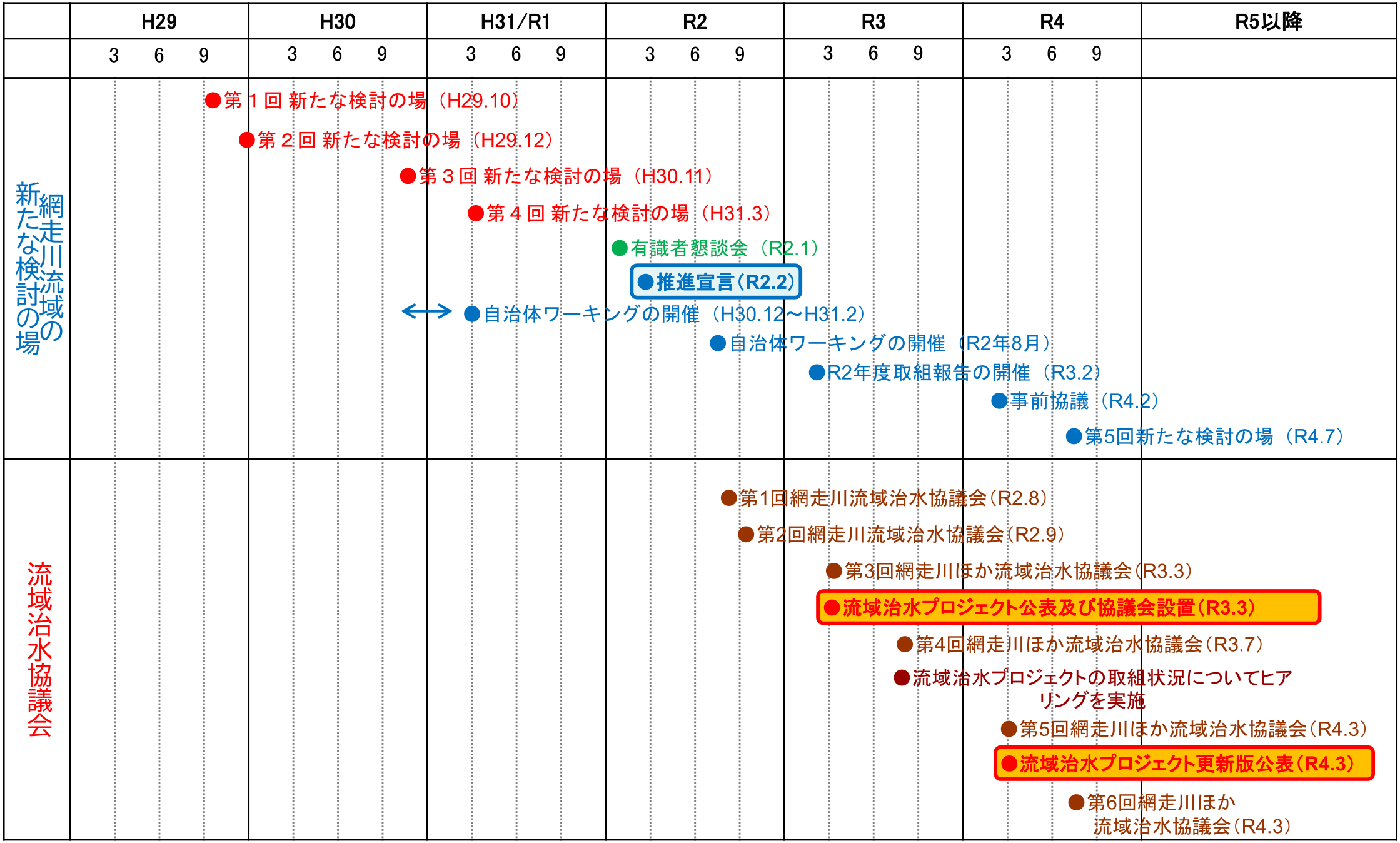


網走湖の水質に関するモニタリングの実施

網走川流域における新たな検討の場と流域治水プロジェクトの取組の関係について

	網走川流域治水プロジェクト	網走川流域における流域対策等に関する取組ビジョン
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	大空町と美幌町の市街地と基幹産業を守る河道掘削・堤防整備、および普通河川の保全	【取組1】治水安全度の確保
	上流津別町市街地と基幹産業を守る河道掘削および堤防整備	【取組1】治水安全度の確保
	生産空間を守る農業排水路等整備	
	森林の水源涵養機能の維持・向上のための森林整備・森林保全対策（土砂流出抑制・浸透機能向上整備）	【取組2】土砂流出抑制及び農地保全
	山地災害から流域を守る治山対策および砂防施設の整備	【取組2】土砂流出抑制及び農地保全
	古梅ダムにおける事前放流等の実施、体制構築	【取組1】治水安全度の確保
	下水道雨水管等の整備	【取組1】治水安全度の確保
被害対象を減少させるための対策	河川防災ステーション整備	
	多段的な浸水リスク情報を充実させたまちづくりの取組	【取組3】水害リスク情報の周知
	立地適正化計画	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水位計・監視カメラの設置および水害リスク空白域の解消に向けた取組	【取組3】水害リスク情報の周知
	プッシュ型情報配信、防災無線、ラジオ等を活用した情報発信の強化	【取組3】水害リスク情報の周知
	講習会等によるハザードマップ周知およびマイ・タイムライン普及促進	【取組3】水害リスク情報の周知
	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進と避難の実効性の確保	【取組4】防災教育の推進
	氾濫水を早期に排水するための排水計画と訓練	
グリーンインフラ	健全なる水循環の確保	【取組7】流域の自然環境保全
		【取組11】網走湖水環境の改善
	治水対策における多自然川づくり	【取組9】多様な生態系が維持される河川環境の保全や復元
	地域経済のための活性化やにぎわい創出・かわまちづくり	【取組6】流域ツーリズムの推進
	河川環境啓発などソフト対策の取組	【取組5】流域学習の推進
		【取組8】住民が身近にふれあえる場の確保
		【取組9】多様な生態系が維持される河川環境の保全や復元
		【取組10】河川生態系に関する啓蒙
	土砂流出抑制・浸透機能向上整備	【取組2】土砂流出抑制及び農地保全
	その他	

【網走川】「新たな検討の場」と「流域治水協議会」のこれまでの経緯



今後の「新たな検討の場」と「流域治水協議会」の進め方（案）

- 網走川流域については、これまでH29.10より**新たな検討の場**を設置したことをはじめとして、R2.2に取組宣言を流域7機関において署名し、**取組ビジョン**を元に流域対策を進めてきた。
- その後、全国的な流域対策として**流域治水協議会**が設置され、R3.3より**流域治水プロジェクト**として取組を具体化させ流域対策を進めてきた。
- この2つの取組については流域対策を行っていくという目的は共通するため、当面は**取組ビジョンにおける取組を、流域治水プロジェクト及び新たに策定するグリーンインフラに位置付け、取組のフォローアップを同時期に実施し**、会議開催についても両会議を可能な限り**同時開催**していきたい。

